

令和元年度 第1回 三重県社会福祉審議会 事項書

日時：令和元年8月2日（金）13:30～15:30

場所：三重県教育文化会館 3階 第5会議室

1 開会

- ・委員及び事務局から自己紹介
 - ・審議会・専門分科会・部会の構成と平成30年度の審議結果について
- P. 5～P. 18

資料 1

2 議題

報告事項

- (1) 「三重県地域福祉支援計画」（仮称）策定方針案について

P. 19～P. 28

資料 2

- (2) 「三重県再犯防止推進計画」（仮称）策定方針案について

P. 29～P. 40

資料 3

- (3) 民生委員・児童委員の一斉改選について

P. 41～P. 44

資料 4

- (4) 「三重県青少年健全育成条例」の改正について

P. 45～P. 46

資料 5

- (5) 「三重県子ども条例」に基づく施策の実施状況等の報告について

P. 47～P. 50

資料 6

- (6) 「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」の改定について

P. 51～P. 52

資料 7

- (7) 「子ども・子育て支援事業支援計画」の改定について

P. 53～P. 54

資料 8

- (8) 「子どもを虐待から守る条例」の改正について

P. 55～P. 62

資料 9

- (9) 「三重県社会的養育推進計画」の策定について

P. 63～P. 66

資料 10

- (10) 「三重県子どもの貧困対策計画」の改定について

P. 67～P. 68

資料 11

- (11) 「三重県第三期ひとり親家庭等自立促進計画」の改定について

P. 69～P. 70

資料 12

- (12) 「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」の
全面施行に伴う相談体制、紛争解決を図る体制の強化について

P. 71～P. 74

資料 13

3 その他

4 閉会



令和元年度第1回三重県社会福祉審議会 委員名簿及び出欠表

○委員

(敬称略、五十音順)

氏名	職名	出欠
いぬい みつや 乾 光哉	伊賀市社会福祉協議会 事務局長	○
いむら まさかつ 井村 正勝	三重県社会福祉協議会会長	○
うさみ なおき 宇佐美 直樹	三重県保育協議会副会長（私立いずみ保育園園長）	×
うまおか しん 馬岡 晋	三重県医師会副会長	×
※おかもと きかえ ※岡本 栄	三重県市長会副会長（伊賀市長）	×
かたやま まさひろ 片山 眞洋	三重弁護士会（片山法律事務所 弁護士）	×
きのした みさこ 木下 美佐子	ユニバーサルデザインのまちづくりの会 代表	×
さとう ゆかり 佐藤 ゆかり	公募委員	○
※きの たかのぶ ※佐野 貴信	みえ次世代育成応援ネットワーク 運営委員長 （サノプランニング代表取締役）	×
※なかせこ はつみ ※中瀬古 初美	三重県議会医療保健子ども福祉病院常任委員会委員長	○
ながとも まさてる 長友 薫輝	三重短期大学 生活科学科 教授	○
にしかわ あきまさ 西川 明正	三重県老人クラブ連合会会長	○
にしだ けん 西田 健	三重県町村会副会長（紀宝町長）	×
にしみや かつこ 西宮 勝子	三重県看護協会会長	○
はやみ まさみ 速水 正美	三重県民生委員児童委員協議会会長	○
ふじい しげこ 藤井 滋子	三重県自閉症協会会長	○
みなみで みつあき 南出 光章	公募委員	○
みやざき つた子 宮崎 つた子	三重県立看護大学 教授	×
やました たかひろ 山下 高弘	三重県小中学校校長会（紀北町立上里小学校）	○
よしかわ ひでじ 吉川 秀治	三重県労働者福祉協議会理事長	○

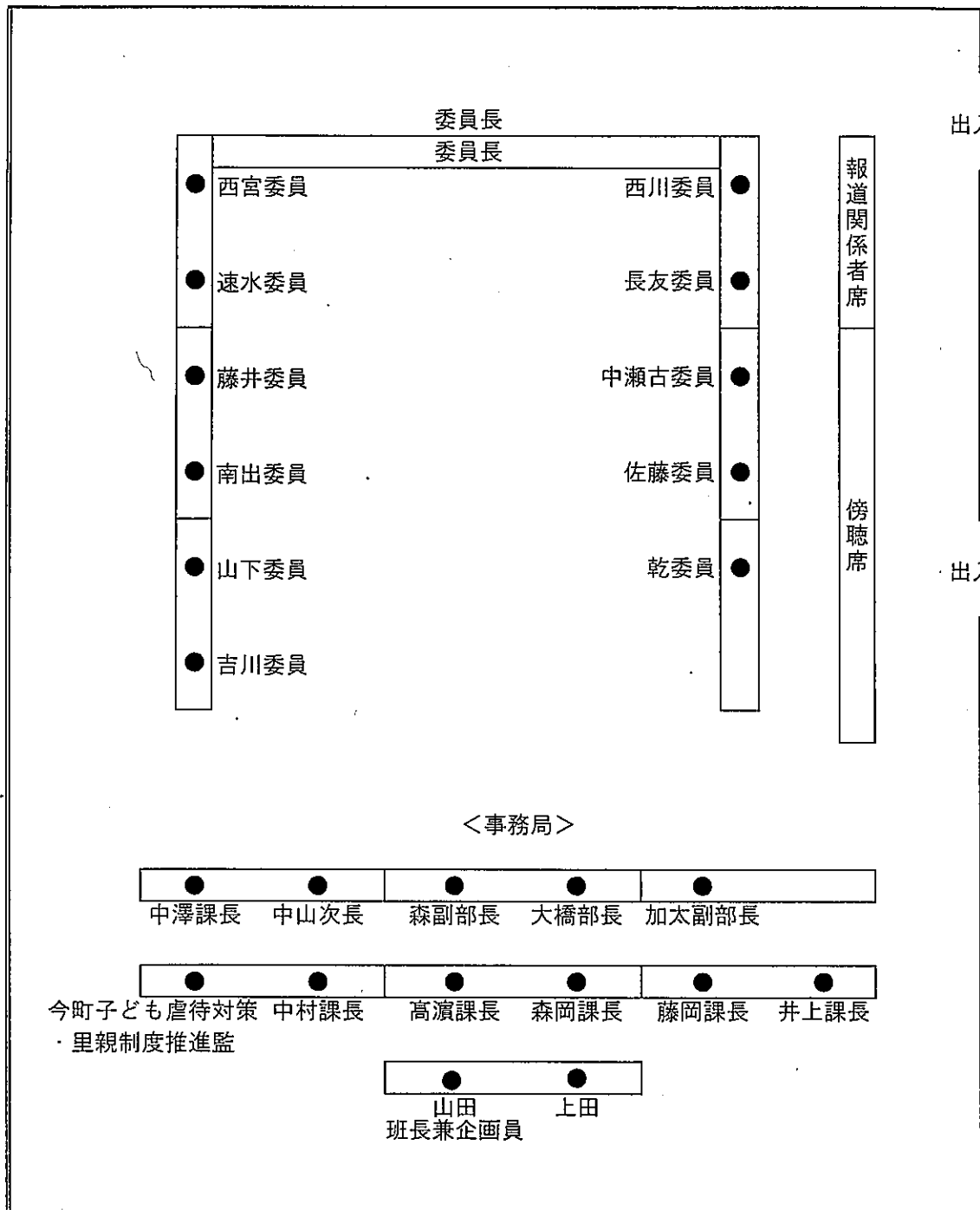
※新任の委員の方です

○事務局

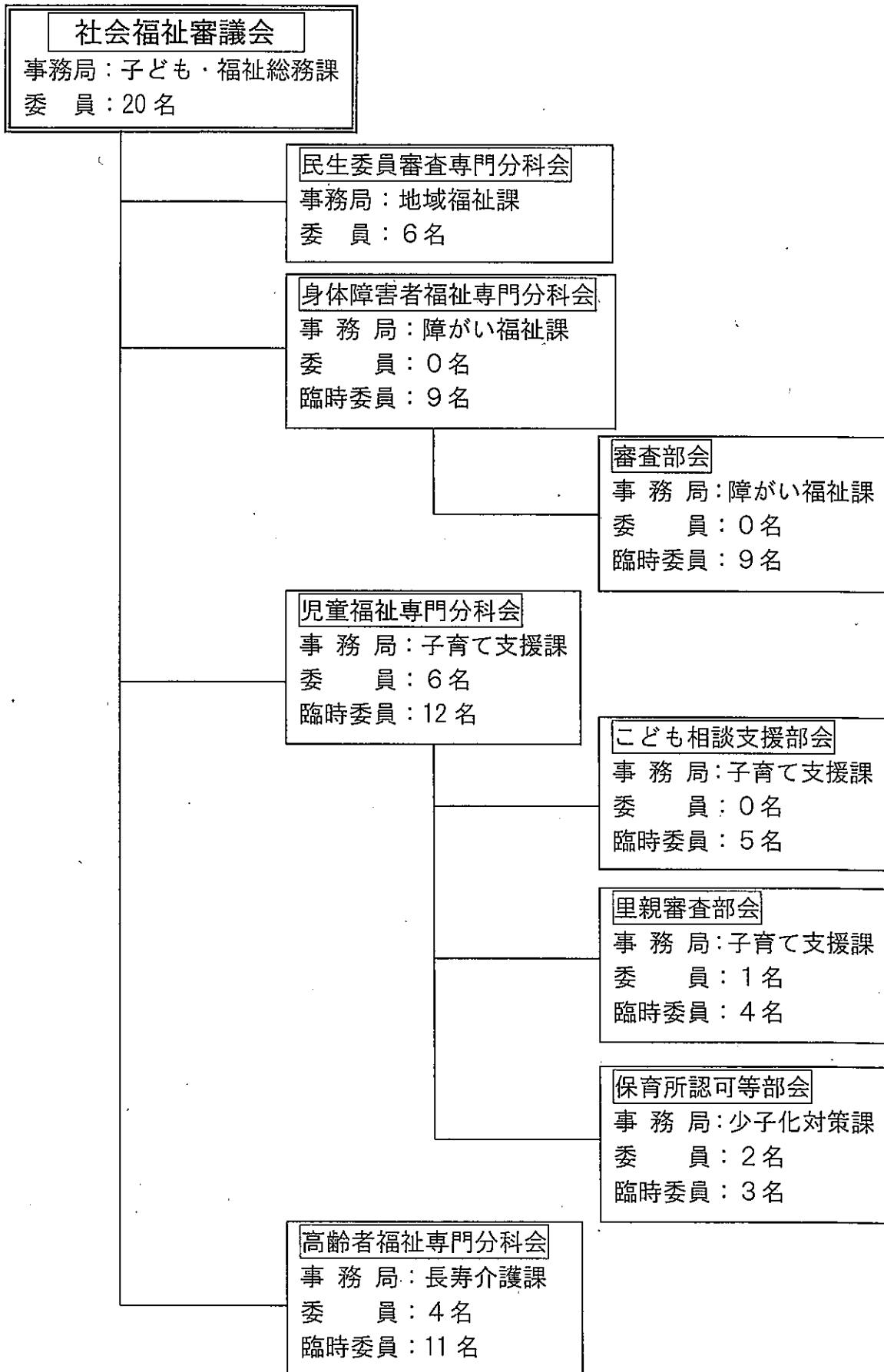
氏名	職名
おおし のりひで 大橋 範秀	子ども・福祉部長
もり やすひろ 森 靖洋	子ども・福祉部副部長
かぶと りゅういち 加太 竜一	医療保健部副部長
なかやま えりこ 中山 恵里子	子ども・福祉部次長
なかざわ かずや 中澤 和哉	子ども・福祉部子ども・福祉総務課長
ふじおか こういち 藤岡 幸一	子ども・福祉部地域福祉課長
たかはま きみお 高濱 公生	子ども・福祉部少子化対策課長
なかむら のりひさ 中村 徳久	子ども・福祉部子育て支援課長
もりおか けんじ 森岡 賢治	子ども・福祉部障がい福祉課長
いのうえ しゅうた 井上 翔太	医療保健部長寿介護課長
いままち よしのり 今町 嘉範	子ども・福祉部子ども虐待対策・里親制度推進監
やまだ あきら 山田 晶	子ども・福祉部子ども・福祉総務課企画調整班班長兼企画員
うえだ かほ 上田 果穂	子ども・福祉部子ども・福祉総務課企画調整班主事

令和元年度第1回三重県社会福祉審議会 配席図

令和元年8月2日(金) 三重県教育文化会館3階 第5会議室



三重県社会福祉審議会 組織構成図（令和元年8月2日現在）



社会福祉審議会

令和元年8月2日現在

事務局：子ども・福祉総務課

任期：平成29年7月1日～令和2年6月30日（3年間）

委員長：井村正勝

設置根拠：社会福祉法第7条

審議内容：

社会福祉に関する事項

構成員名簿（委員20名）

※五十音順

氏名	区分	職名
乾 光哉	委員	伊賀市社会福祉協議会事務局長
井村 正勝	委員	三重県社会福祉協議会会長
宇佐美 直樹	委員	三重県保育協議会副会長（私立いずみ保育園園長）
馬岡 晋	委員	三重県医師会副会長
岡本 栄	委員	三重県市長会副会長（伊賀市長）
片山 眞洋	委員	三重弁護士会（片山法律事務所 弁護士）
木下 美佐子	委員	ユニバーサルデザインのまちづくりの会代表
佐藤 ゆかり	委員	公募委員
佐野 貴信	委員	みえ次世代育成応援ネットワーク 運営委員長
中瀬古 初美	委員	三重県議会医療保健子ども福祉病院常任委員会委員長
長友 薫輝	委員	三重短期大学生生活科学科教授
西川 明正	委員	三重県老人クラブ連合会会長
西田 健	委員	三重県町村会副会長（紀宝町長）
西宮 勝子	委員	三重県看護協会会長
速水 正美	委員	三重県民生委員児童委員協議会会長
藤井 滋子	委員	三重県自閉症協会会長
南出 光章	委員	公募委員
宮崎 つた子	委員	三重県立看護大学教授
山下 高弘	委員	三重県小中学校校長会（紀北町立上里小学校）
吉川 秀治	委員	三重県労働者福祉協議会理事長

民生委員審査専門分科会

令和元年8月2日現在

事務局：地域福祉課

任期：平成29年7月1日～令和2年6月30日（3年間）

専門分科会長：井村正勝

設置根拠：社会福祉法第11条第1項

審議内容：

市町民生委員推薦会により推薦された民生委員・児童委員候補者が、民生委員法及び三重県民生委員・児童委員選任要領に規定する適任者の要件に合致しているかを審査

構成員名簿（委員6名）

※五十音順

氏名	区分	職名
乾 光哉	委員	伊賀市社会福祉協議会事務局長
井村 正勝	委員	三重県社会福祉協議会会長
木下 美佐子	委員	ユニバーサルデザインのまちづくりの会代表
中瀬古 初美	委員	三重県議会医療保健子ども福祉病院常任委員会委員長
西田 健	委員	三重県町村会副会長（紀宝町長）
宮崎 つた子	委員	三重県立看護大学教授

身体障害者福祉専門分科会

令和元年8月2日現在

事務局：障がい福祉課

任期：令和元年4月1日～令和4年3月31日（3年間）

専門分科会長：杉村芳樹

設置根拠：社会福祉法第11条第1項

審議内容：身体障害者の福祉に関する事項の調査審議

構成員名簿（臨時委員9名）

※五十音順

氏名	区分	職名
大北 喜基	臨時委員	三重大学大学院医学系研究科（消化管・小児外科学）助教
近藤 峰生	臨時委員	三重大学大学院医学系研究科（眼科学）教授
白木 克哉	臨時委員	三重県立総合医療センター副院長、三重大学客員教授
新保 秀人	臨時委員	三重県立総合医療センター理事長・院長
杉村 芳樹	臨時委員	三重大学大学院医学系研究科（腎泌尿器外科学）教授
中村 真潮	臨時委員	陽だまりの丘なかむら内科院長、三重大学客員教授
長谷川 正裕	臨時委員	三重大学医学部附属病院（整形外科）准教授
松本 剛史	臨時委員	三重大学医学部附属病院助教
増田 佐和子	臨時委員	三重病院（耳鼻咽喉科）医長

身体障害者福祉専門分科会審査部会

令和元年8月2日現在

事務局：障がい福祉課

任期：令和元年4月1日～令和4年3月31日（3年間）

審査部会長：杉村芳樹

設置根拠：社会福祉法施行令第3条

審議内容：身体障害者手帳の指定医師の指定の審議

身体障害者の障害程度の審査に関する調査審議

自立支援医療機関の指定等に関する協議

構成員名簿（臨時委員9名）

※五十音順

（構成員は身体障害者福祉専門分科会と同じ）

氏名	区分	職名
大北 喜基	臨時委員	三重大学大学院医学系研究科（消化管・小児外科学）助教
近藤 峰生	臨時委員	三重大学大学院医学系研究科（眼科学）教授
白木 克哉	臨時委員	三重県立総合医療センター副院長、三重大学客員教授
新保 秀人	臨時委員	三重県総合医療センター理事長・院長
杉村 芳樹	臨時委員	三重大学大学院医学系研究科（腎泌尿器外科学）教授
中村 真潮	臨時委員	陽だまりの丘なかむら内科院長、三重大学客員教授
長谷川 正裕	臨時委員	三重大学医学部附属病院（整形外科）准教授
松本 剛史	臨時委員	三重大学医学部附属病院（輸血部）助教
増田 佐和子	臨時委員	三重病院（耳鼻咽喉科）医師

児童福祉専門分科会

令和元年8月2日現在

事務局：子育て支援課

任期：平成29年7月1日～令和2年6月30日（3年間）

専門分科会長：委員及び臨時委員の互選により選出

設置根拠：児童福祉法第8条第1項、社会福祉法第12条、
三重県社会福祉審議会条例第2条

審議内容：児童福祉に関する事項の調査審議

構成員名簿（委員6名、臨時委員12名） ※委員、臨時委員の別に五十音順

氏名	区分	職名
宇佐美 直樹	委員	三重県保育協議会 副会長（いずみ保育園園長）
佐藤 ゆかり	委員	公募委員
佐野 貴信	委員	みえ次世代育成応援ネットワーク 運営委員長
藤井 滋子	委員	三重県自閉症協会 会長
速水 正美	委員	三重県民生委員児童委員協議会 会長
山下 高弘	委員	三重県小中学校校長会（紀北町立上里小学校）
秋山 則子	臨時委員	NPO 法人三重県子ども NPO サポートセンター理事長
井上 美保子	臨時委員	三重県保育協議会（さくら保育園園長）
欠田 長平	臨時委員	三重県里親会 会長
北野 好美	臨時委員	三重県母子寡婦福祉連合会 会長
佐々木 光明	臨時委員	学校法人神戸学院 神戸学院大学法学部 教授
中井 健治	臨時委員	三重県児童養護施設協会 会長
西田 寿美	臨時委員	児童精神科医
早川 武彦	臨時委員	三重県スクールソーシャルワーカー
藤原 正範	臨時委員	鈴鹿医療科学大学保健衛生学部 教授
堀内 咲子	臨時委員	三重県看護協会 常任理事
松岡 典子	臨時委員	NPO 法人 MC サポートセンター 代表
村瀬 勝彦	臨時委員	三重弁護士会（なぎさ法律事務所 弁護士）

児童福祉専門分科会こども相談支援部会

令和元年8月2日現在

事務局：子育て支援課

任期：平成29年7月1日～令和2年6月30日（3年間）

部会長：村瀬勝彦

設置根拠：三重県社会福祉審議会要綱第2条第4項

審議内容：

- 児童福祉法に基づき、保護者・児童への訓戒・指導、里親・児童養護施設等への委託（保護者又は未成年後見人の意に反する場合を含む。）等の措置に係る審議
- 児童虐待の防止等に関する法に基づき、児童虐待死亡事例等の分析及び検証
- 児童福祉法に基づき、被措置児童等の虐待に係る通告・届出の受理、県の対応方針等の審議
- 児童福祉法に基づき、親権を行う者又は未成年後見人の意に反して2か月を超えて一時保護を行うことの審議

構成員名簿（臨時委員5名）

※五十音順

氏名	区分	職名
佐々木 光明	臨時委員	学校法人神戸学院 神戸学院大学法学部 教授
西田 寿美	臨時委員	児童精神科医
早川 武彦	臨時委員	三重県スクールソーシャルワーカー
松岡 典子	臨時委員	助産師・(NPO 法人 MC サポートセンターみっくみえ代表)
村瀬 勝彦	臨時委員	三重弁護士会（なぎさ法律事務所 弁護士）

児童福祉専門分科会里親審査部会

令和元年8月2日現在

事務局：子育て支援課

任期：平成29年7月1日～令和2年6月30日（3年間）

部会長：委員及び臨時委員の互選によって選出

設置根拠：三重県社会福祉審議会要綱第2条第4項

審議内容：児童福祉法施行令第29条に基づく里親認定にあたっての意見

構成員名簿（委員1名、臨時委員4名）

※委員、臨時委員の別に五十音順

氏名	区分	職名
速水 正美	委員	三重県民生委員児童委員協議会 会長
欠田 長平	臨時委員	三重県里親会 会長
中井 健治	臨時委員	三重県児童養護施設協会 会長
西田 寿美	臨時委員	児童精神科医
井上 美保子	臨時委員	三重県保育協議会（さくら保育園園長）

児童福祉専門分科会保育所認可等部会

令和元年8月2日現在

事務局：少子化対策課

任期：平成29年7月1日～令和2年6月30日（3年間）

部会長：委員及び臨時委員の互選によって選出

設置根拠：三重県社会福祉審議会要綱第2条第4項

審議内容：

○保育所の設置認可のための意見聴取

○保育所の設備又は運営が条例の基準に達せず、かつ、児童福祉に著しく有害であると認められるとき、保育所の事業の停止を命じるための意見聴取

○児童の福祉のため必要があると認めるとき、認可外保育施設の事業の停止又は施設の閉鎖を命じるための意見聴取

構成員名簿（委員2名、臨時委員3名）

※委員、臨時委員の別に五十音順

氏名	区分	職名
宇佐美 直樹	委員	三重県保育協議会 副会長（いずみ保育園園長）
山下 高弘	委員	三重県小中学校長会（紀北町立上里小学校校長）
秋山 則子	臨時委員	NPO 法人三重県子ども NPO サポートセンター理事長
井上 美保子	臨時委員	三重県保育協議会（さくら保育園園長）
中井 健治	臨時委員	三重県児童養護施設協会 会長

高齢者福祉専門分科会

令和元年8月2日現在

事務局：長寿介護課

任期：平成29年7月1日～令和2年6月30日（3年間）

専門分科会長：委員及び臨時委員の互選によって選出

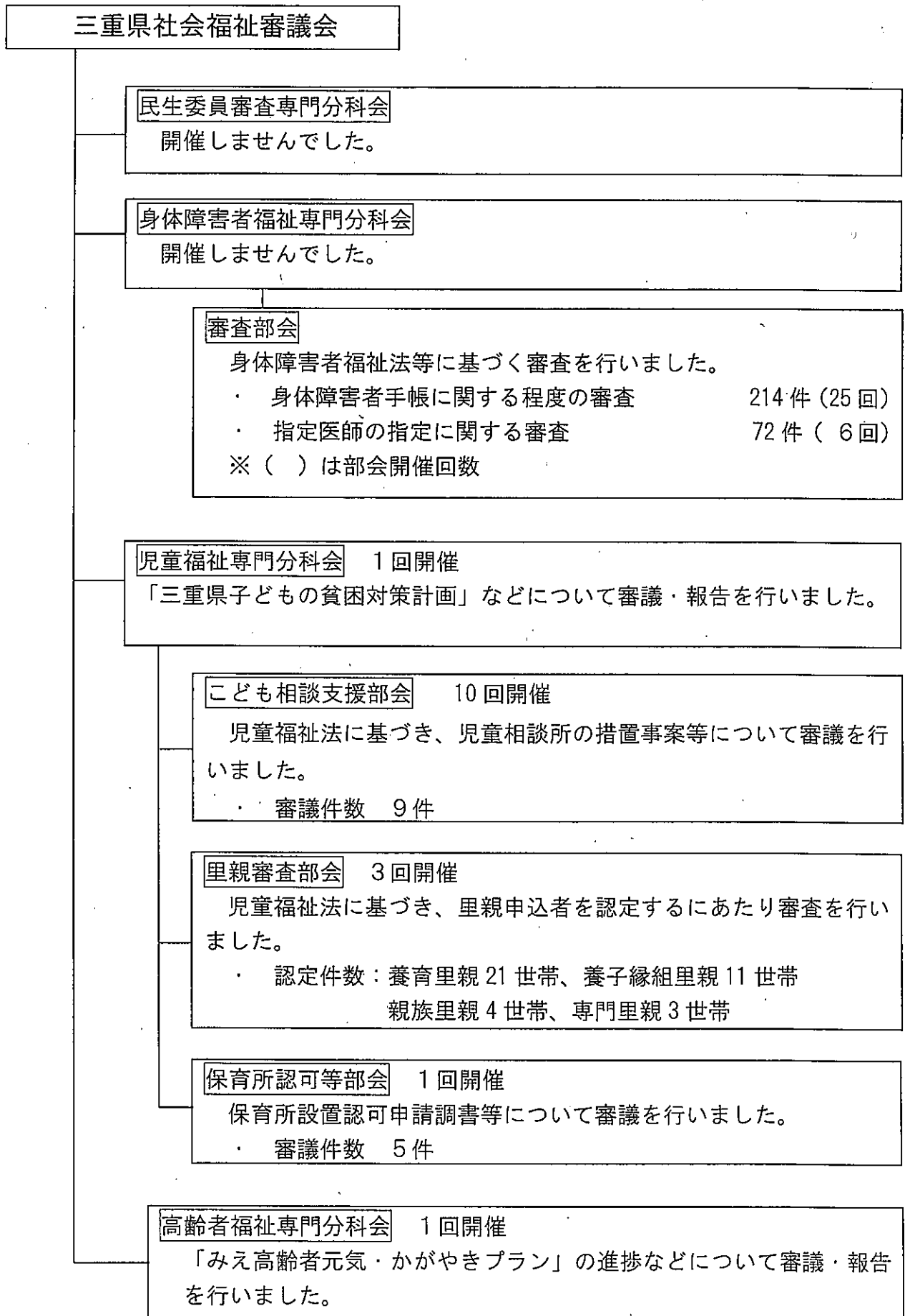
設置根拠：社会福祉法第11条第2項、三重県社会福祉審議会要綱第2条の2

審議内容：高齢者の保健及び福祉並びに介護保険に関する事項を調査審議

構成員名簿（委員4名、臨時委員11名） ※委員、臨時委員の別に五十音順

氏名	区分	職名
乾 光哉	委員	伊賀市社会福祉協議会 事務局長
馬岡 晋	委員	三重県医師会 常任理事
西川 明正	委員	三重県老人クラブ連合会 会長
南出 光章	委員	公募委員
奥田 隆利	臨時委員	三重県介護支援専門員協会 会長
近藤 辰比古	臨時委員	三重県老人福祉施設協会副会長
櫻井 智美	臨時委員	三重県地域活動栄養士連絡協議会副会長
志田 幸雄	臨時委員	三重県病院協会 理事
谷 眞澄	臨時委員	三重県看護協会 専務理事
玉田 浩一	臨時委員	三重県地域密着型サービス協議会副代表理事
中川 絵里子	臨時委員	認知症の人と家族の会三重県支部 代表
永田 博一	臨時委員	三重県老人保健施設協会 副会長
明石 典男	臨時委員	三重県社会福祉協議会 参事
羽根 司人	臨時委員	三重県歯科医師会 副会長
山路 克文	臨時委員	鈴鹿大学子ども教育学部 教授

平成 30 年度三重県社会福祉審議会各分科会・部会の開催結果について



「三重県地域福祉支援計画」（仮称）策定方針案について

県では、今年度、社会福祉法に基づく「地域福祉支援計画」を策定します。

策定にあたって、市町等と課題認識の共有や連携した施策の推進を図るため、各市町及び市町社会福祉協議会との意見交換を行い、計画策定の基本的な考え方を示した策定方針案をまとめました。

1 策定方針案の概要

(1) 計画策定の趣旨

これまでの経緯や各福祉分野の個別計画での取組、地域福祉を取り巻く状況や国等の動き等をふまえつつ、新たな地域福祉支援計画の策定の必要性についてまとめています。

ア 経緯

平成16年3月に策定した「三重県地域福祉推進計画」のその後の対応などの経緯を記載しています。

- ・ 県では、社会福祉法に規定する県地域福祉支援計画として、平成16年3月に、「三重県地域福祉推進計画」を策定しましたが、次期計画の策定は行わず、各法定計画（※）を総合的に運用することとし、福祉分野の高齢者、障がい者、子どもの各福祉サービスについては、それぞれの支援の対象者ごとに計画を策定し、目標を定め、必要な施策を展開していくことによって、対象領域における機能の強化とサービスの充実を図っています。

※ 法定計画

- ・ 「みえ高齢者元気・かがやきプラン」（介護保険法の規定による「三重県介護保険事業支援計画」と老人福祉法の規定による「三重県高齢者福祉計画」を一体化）（第7期：平成30年度～令和2年度）
- ・ 「みえ障がい者共生社会づくりプラン」（障害者基本法の規定による障害者計画と障害者総合支援法の規定による障害福祉計画を一体化）（平成30年度～令和2年度）
- ・ 「三重県子ども・子育て支援事業支援計画」（子ども・子育て支援法の規定による）（平成27年度～令和元年度）

- ・ このほか、地域福祉の推進に向けた支え合い体制づくりや福祉サービスの利用における共通基盤となる制度の充実、「第4次三重県ユニバーサルデザインまちづくり推進計画」に基づく取組を進めています。

イ 地域福祉を取り巻く状況

地域福祉を取り巻く状況として、6項目について整理しています。

(少子高齢・人口減少社会の到来)

- ・ 少子高齢・人口減少による課題は、国全体の経済・社会の存続の危機に直結する大きな課題であり、地域の活力や持続可能性を脅かす課題を抱えています。

- ・ 高齢者単独世帯数は一貫して増加しており、従来、家庭が担ってきた機能を地域においてどのように確保していくのかも課題となっています。

(人生100年時代)

- ・ 人生100年時代に、高齢者から若者まで、全ての国民に活躍の場があり、全ての人々が元気に活躍し続けられる社会、安心して暮らすことのできる社会をつくることが重要な課題とされています。

(雇用情勢)

- ・ 県内経済は、県内生産額(実質)が過去最高となり、好景気を背景に有効求人倍率が年々増加する中、介護関係職種については深刻な人材不足の状況となっています。
- ・ 日本の雇用システムの課題の1つとして、「正規・非正規労働者間の格差問題」があり、非正規雇用労働者は、正規雇用労働者に比べ、雇用が不安定、賃金が低い、能力開発の機会が少ないといった課題も指摘されています。
- ・ 高齢者や障がい者が、希望や能力、適性を十分にいかしながら、働く方の置かれた個々の事情に応じた、多様な働き方を選択できる労働環境を整えていくことが求められています。

(グローバル化)

- ・ グローバル化に伴い、外国人も増加し、入管難民法上、さまざまな形態での就労が可能となってきています。
- ・ 外国人住民は、さまざまな生活場面での課題や、外国人受入れに関する制度の不備等からさまざまな問題がより深刻な状況となる可能性があり、外国人住民が抱える課題の解決に向けて取り組むことが必要で、差別や偏見のない環境のもとで、地域社会を築いていくことが求められています。

(自然災害への対応)

- ・ 三重県においても、南海トラフ地震等により甚大な被害の発生が予想される中、避難生活にあっても安心した生活が確保されるよう、医療・保健・福祉の連携によるきめ細かな支援が求められています。
- ・ 災害時におけるボランティア活動は被災者支援における大きな力となっており、災害時におけるボランティアニーズに適切に対応していくためには、ボランティア団体間の情報共有などの連携が図られる仕組みも必要となってきています。
- ・ 災害時における福祉的な配慮を要する方々の避難生活を支えるため、社会福祉施設等での要配慮者の受入体制の確保や介護職員等の応援・受援体制の確立など、日頃から関係機関等が連携・確認しあうなど、災害対応力の強化に取り組んでいくが必要となっています。

(課題の複雑化・複合化)

- ・ 社会経済情勢の変化や人々の価値観の多様化などを背景に、従来、

相互扶助として機能してきた地域コミュニティが失われつつあり、家族や地域社会との絆が希薄となる中で、社会的に弱い立場に置かれた人々が社会から孤立し、地域で生活し続けることが困難な状況が生じており、「制度の狭間」や「8050」、「ダブルケア」など、一人の人や世帯の中で複数の課題を抱え、複雑な問題が絡み合い、一つの側面からだけでは対応できないケースも見られるようになってきています。

こうした課題を全体的にとらえ、公的支援だけでなく、地域住民による支え合いとも連動した包括的な支援体制づくりを、地域のさまざまな主体が連携しながら進めていくことが求められています。

ウ 国等の動き

生活困窮者自立支援法の制定、地域共生社会の実現に向けた取組の推進、社会福祉法の改正などの動向を整理しています。

エ 県内地域における取組

県内の各市町では、地域共生社会の実現に向けて、既にさまざまな取組が進められています。

オ 新たな地域福祉支援計画の策定

地域福祉を取り巻く状況や国等の動き等をふまえ、新たな地域福祉支援計画の策定の必要性等をまとめています。

地域の中には、さまざまな問題や課題を抱えている人がおり、そうした人たちも、地域社会を構成する一員であり、一人ひとりが尊重され、社会から孤立することなく、誰もが社会を支える一員として、社会との関わりの中で、一人ひとり個性や能力を発揮し、誰もが希望を持って日々自分らしく生きられる社会を築いてかなければならないこととなっています。

「地域共生社会」の実現に向けて、地域福祉をより一層推進していく必要があり、さまざまな主体の参画と協力を得て、地域資源を活用しながら、一人ひとりの個性や能力が最大限に発揮されることで、地域力を強め、持続可能な地域社会の構築をめざしていくことが求められています。

このような状況に的確に対応し、県内全域での地域福祉をより一層推進し、多世代間の交流や助け合いによる地域共生社会における地域コミュニティ機能の確保をめざしていくため、新たな地域福祉支援計画を策定します。

(2) 計画策定の視点（基本姿勢）

地域共生社会の実現に向けた地域福祉の取組を推進していくにあたって、計画策定における基本姿勢として、次の4つの視点を重視しながら策定を進め、具体の施策展開を図っていきます。

(ノーマライゼーション)

地域福祉は、地域住民や福祉関係者、行政など対等な関係を基本に相互

に協力しあうことで、多様な自己実現が図れるよう支援していくことにあり、ノーマライゼーションの具現化をめざしていきます。

(ソーシャル・インクルージョン)

「全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う」というソーシャル・インクルージョンの理念をふまえながら進めていきます。

(ダイバーシティ社会の推進)

一人ひとり違った個性や能力を持つ個人として尊重され、誰もが希望を持って日々自分らしく生きられる、誰もが自分の目標に向けて挑戦できる、誰もが能力を発揮し、参画・活躍できるダイバーシティ社会の推進の視点をふまえます。

(SDGsの達成等への寄与)

地球上の誰一人として取り残さない (leave no one behind) ことは、地域福祉支援計画でめざすべき社会にも共通するものであり、「SDGs」の達成や、「Society5.0」の実現への寄与といった視点も持ちながら、より一層の地域福祉の推進を図っていきます。

(3) 目指すべき方向性

ア 地域福祉の着眼点

地域共生社会の実現に向けた地域福祉推進のための主な着眼点としては、次の事項があげられます。

- ① 地域住民等が主体的に福祉サービスを必要とする地域住民やその世帯が抱える様々な地域生活課題を把握し、支援関係機関と連携してその解決を図れるよう、拠点づくりなどの体制を整備すること。
- ② 福祉、介護、保健医療に限らない、さまざまな地域生活課題を把握すること。
- ③ 支援関係機関が協働し、包括的な支援体制を構築していくこと。
- ④ 市町の区域を包含する広域的な行政主体として、広域的な観点から、市町の地域福祉が推進されるよう、地域特性や取組状況等に応じて支援していくこと。

イ 目指すべき方向性

地域福祉の着眼点や地域福祉支援計画に盛り込むべき5つの事項をふまえ、県地域福祉支援計画の目指すべき方向性を次の取組を柱に検討していきます。

- ① 地域における支え合い体制
 - ・地域住民の居場所づくり
 - ・地域住民による支援活動の推進
 - ・包括的な支援体制づくりへの支援
- ② 暮らしを支える取組の推進
 - ・生活困窮者等への総合的な支援（住宅確保、就労支援など）
 - ・権利擁護の推進

- ・災害時要配慮者への支援
- ・多様な地域生活課題への対応
- ・制度の狭間、ひきこもりなどへの支援

③ 地域福祉を支える基盤整備

- ・福祉人材の確保
- ・福祉サービスの質の向上
- ・福祉サービスの総合的提供方法のあり方
- ・福祉サービス提供における IT 技術等の活用

(4) 計画の位置付けと他計画との関係

市町の地域福祉計画や県の各種計画の関係についての考え方を整理し、地域福祉支援計画の位置付けを整理しています。

- ・ 広域自治体としての観点から、専門性の高い課題への対応による市町における包括的な支援体制への支援や、各市町の規模や地域特性、取組状況に応じて、市町の地域福祉が推進されるよう支援します。
- ・ 福祉の各分野の共通事項を定めるとともに、これまでの福祉制度の枠組では対応できない生活課題への対応や「制度の狭間」、複合課題などの問題に対応できるセーフティネットを築き上げていくため、さまざまな生活課題に関係する各分野の計画との連携を図り、これらの計画ともあいまって、一体的に地域福祉を推進していけるよう、各計画による施策が相互に連携しながら、総合的な取組を機能させるためのものとして、地域福祉支援計画を位置付け、横断的に施策を推進していきます。

(5) 計画期間

令和 2 (2020) 年度から令和 6 (2024) 年度までの 5 年間とします。

2 市町等の主な意見

- ・ 市町の独自性を尊重し、県からの押しつけとならないようにしてほしい。
- ・ 市町の取組をバックアップし、取組が継続できるよう支援するものとしてもらいたい。
- ・ 複合的な課題のある方へのケア会議の開催にあたって、専門職の派遣制度など、心理士や弁護士など専門家から意見をいただける機会があるとよい。
- ・ 外国人住民に関して、先の目標として外国人が地域の担い手になってくれることは良いことだが、まずは、それまでの過程において、地域での受け皿づくりなどのプロセスに課題がある。
- ・ 最近、問題となっている高齢者の交通事故の問題を取り上げてはどうか。
- ・ 成年後見制度利用促進法に基づく市町の取組への支援も盛り込んでほしい。

3 計画の全体構成案

(1) 計画策定の基本的な考え方

策定方針案の内容を計画の前段として記載します。

(2) 地域福祉を取り巻く状況

人口・世帯の状況、支援等を必要とする人等の状況、地域を支える人や地域資源等の状況などの現状や課題を示す参考データを盛り込みます。

(3) 計画の基本的な考え方

計画策定の考え方や取り巻く状況をふまえ、基本理念（ビジョン）を示すとともに、理念を実現するための施策体系（取組の柱）を盛り込みます。

(4) 施策展開

施策体系（取組の柱）に沿って、具体的取組内容を盛り込みます。

(5) 推進体制

庁内推進体制等について盛り込みます。

(6) 進捗管理

進捗を示す指標を盛り込み、進捗管理を行っていきます。

4 今後の進め方

(1) 庁内調整における素案の検討

関係各課とも理念や取組方向を共有し、必要な施策展開を検討し、具体的な取組内容について盛り込み、素案（たたき台）をまとめていきます。

(2) 先進取組事例、関係機関における取組の把握

先進取組事例や関係機関による取組など、現地訪問等による聴き取りを行い、計画に反映していきます。

(3) 各市町・社会福祉協議会との意見交換、関係団体等との懇談会の開催

素案（たたき台）について、各市町・社会福祉協議会との意見交換や関係団体等との懇談会を開催し、意見をいただきながら、計画内容の充実を図り、素案としてまとめていきます。

5 今後の予定（スケジュール）

令和元年	8月～9月	・地域別意見交換会の開催（第2回） ・関係団体等との懇談会
	10月	・常任委員会報告（素案）
	12月	・常任委員会報告（中間案）
令和2年	1月	・パブリックコメントの実施
	2月頃	・社会福祉審議会（最終案）
	3月	・常任委員会報告（最終案）

○地域福祉を取り巻く状況（参考データ）

1 人口・世帯の状況

- ・人口（2018年）1,790,376人 →（2045年）1,430,804人
- ・一般世帯数（2015年）718,934世帯 →（2040年）655,899世帯
- ・高齢者単独世帯数（2015年）77,544世帯 →（2040年）114,111世帯

2 支援を必要とする人等の状況

<高齢者>

- ・要支援者数（2017年）24,856人 →（2025年）27,688人
- ・要介護者数（2017年）73,045人 →（2025年）85,336人
- ・認知症高齢者数（2015年）7.6万人 →（2025年）10.1万人
- ・養護者による高齢者虐待判断件数 227件（平成29年度）（前年度比5件増）

<障がい者>

- ・障害者手帳所持者数
 - 身体障害者手帳（平成30年4月1日）72,927人（前年比214件減）
 - 療育手帳（平成30年4月1日）14,475人（前年比484件増）
 - 精神障害者保健福祉手帳（平成30年3月末）12,902人（前年比909件増）
- ・養護者による障害者虐待認定件数 20件（平成29年度）（前年度比2件減）

<子ども>

- ・ひとり親家庭世帯数
 - 母子世帯数（2000年）9,236世帯 →（2015年）15,092世帯
 - 父子世帯数（2000年）2,039世帯 →（2015年）2,912世帯
- ・子どもの貧困率（全国）（平成27年）13.9%（平成24年16.3%）
 - 子どもがいる現役世帯 12.9%（平成24年15.1%）
 - 大人が1人の世帯 50.8%（平成24年54.6%）
 - 大人が2人以上いる世帯 10.7%（平成24年12.4%）
- ・児童虐待件数 2,074件（平成30年度）（前年度比124.2%、404件増）

<生活困窮者等>

- ・被保護者数（平成24年度）17,832人 →（平成30年度）15,837人
- ・保護率（平成30年度）8.9‰（全国16.8‰（平成29年度））

※ ‰（パーミル）：千分率、1000分の1を単位として表す比率

<自殺者>

- ・自殺者（平成29年）305人（平成21年）425人
- ・自殺死亡率（人口10万人あたり）17.3%（全国16.4%）

<犯罪をした者等>

- ・刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率
 - 検挙人員 2,193人（平成29年）
 - うち再犯者数 1,061人
 - 再犯者率 48.4%

- ・刑務所出所時に帰住先がない者の数
刑務所出所人員 280人(平成29年)
うち刑務所出所時に帰住先がない者の数 28人(割合10.0%(全国17.7%))
- ・地域生活定着支援センターによる支援
年度内支援終了件数 25件(平成30年度)
うち矯正施設から退所し受入先に帰住 14人

<外国人>

- ・外国人住民数 50,612人(平成30年12月末)(前年比2,947人(6.2%)増)
- ・外国人労働者数 27,464人(平成30年10月末)(前年比3,244人(13.4%)増)

<ひきこもり>

- ・中高年(40~64歳まで)約8,570人(「生活状況に関する調査」からの推計)
- ・若者(15~19歳まで)約7,570人(「若者の生活に関する調査」からの推計)

<非正規労働者>

- ・非正規の職員・従業員数(割合)(平成24年)

総数	302,900人(38.6%)	(平成19年 286,300人(36.2%))
35歳未満	66,700人(29.5%)	(平成19年 82,700人(31.4%))
35~54歳未満	121,400人(33.2%)	(平成19年 111,500人(31.9%))
55歳以上	114,900人(59.1%)	(平成19年 92,000人(51.6%))

<若者無業者>

- ・若者無業者数(いわゆる「ニート」)6,600人(平成24年)(平成19年9,400人)

<権利擁護>

- ・成年後見制度の利用者数(平成30年12月末)

成年後見	2,285人(前年比3人増)
保佐	374人(前年比20人増)
補助	146人(前年比1人増)

- ・日常生活自立支援事利用者数 1,816人(平成30年度末)(前年比40人増)

3 地域福祉を支える人や地域資源等の状況

<民生委員・児童委員>

- ・民生委員・児童委員数 4,089人(平成31年3月末)(定数4,197人、充足率97.4%)

<ボランティア・NPO法人>

- ・ボランティア登録者数(社会福祉協議会) 85,832人(平成29年度)
- ・NPO法人数 730法人(平成30年3月末)
- ・社会で活躍できる年齢(みえ県民意識調査)「75歳まで」45.3%

<老人クラブ活動>

- ・老人クラブ数 1,614クラブ(平成29年4月現在)(前年度比96.4%)
- ・会員数 134,908人(平成29年4月現在)(前年度比96.1%)

<社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士>

- ・登録者数(平成31年3月末)

社会福祉士	3,515人(前年比120人増)
-------	------------------

介護福祉士 23,322 人 (前年比 932 人増)

精神保健福祉士 1,043 人 (前年比 38 人増)

<介護人材>

・介護人材の必要数

平成 28 (2016) 年度の介護職員数 27,444 人

2020 年度 需要見込み 32,513 人 (確保必要数 5,069 人)

2025 年度 需要見込み 35,854 人 (確保必要数 8,410 人)

・有効求人倍率

介護関係職 4.12 倍 (平成 30 年度) (全国 3.95 倍)

全職種 1.71 倍 (平成 30 年度) (全国 1.61 倍)

<公民館>

・公民館数 (類似施設を含む) 367 施設 (平成 27 年 10 月 1 日現在)

<隣保館>

・隣保館数 38 館

<社会福祉法人>

・社会福祉法人数 315 法人 (平成 29 年度末現在)

「三重県再犯防止推進計画」（仮称）策定方針案について

県では、今年度、再犯の防止等の推進に関する法律（以下「再犯防止推進法」という。）に基づく地方再犯防止推進計画として、「三重県再犯防止推進計画」（仮称）を策定します。

策定にあたって、市町等と課題認識の共有や連携した施策の推進を図るため、三重県地域福祉支援計画と併せて、各市町及び社会福祉協議会との意見交換を行い、計画の前段部分を策定方針案としてまとめました。

1 策定方針案の概要

(1) 計画策定の背景・経緯と計画の位置付け

ア 再犯防止推進法の施行及び国の再犯防止推進計画の策定

- ・ 全国の刑法犯認知件数は、平成 14 年をピークに減少傾向にある一方、再犯者率（刑法犯検挙者に占める再犯者の割合）は上昇傾向にあり、平成 28 年には、約半数の 48.7%を占めるに至りました。
- ・ このような中、平成 28 年 12 月に、再犯の防止等に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、その施策を総合的かつ計画的に推進していく基本事項を示した「再犯の防止等の推進に関する法律」（以下「再犯防止推進法」という。）が施行されました。
- ・ 再犯防止推進法では、政府に対して、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下「再犯防止推進計画」という。）を定める義務が課せられ、法施行から 1 年後の平成 29 年 12 月に、再犯防止推進法に基づく国の再犯防止推進計画が策定されました。

イ 再犯防止推進法に基づく国と地方公共団体の責務及び地方再犯防止推進計画の策定

- ・ 再犯防止推進法では、国及び地方公共団体の責務について、次のとおり定められています。
 - 〔国〕 再犯の防止等に関する施策を総合的に策定・実施する。
 - 〔地方公共団体〕 再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定・実施する。
- ・ また、再犯防止推進法では、都道府県及び市町村に対して、国の再犯防止推進計画を勘案し、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう、努力義務が課せられています。

ウ 県の再犯防止推進計画の位置付け

- ・ 今般、県が策定する「三重県再犯防止推進計画」（仮称）は、上記の再犯防止推進法に基づく地方再犯防止推進計画になります。
- ・ 県の計画では、国の再犯防止推進計画で整理された重点課題を基に、本県の状況に応じた施策を講ずるものとします。

(2) 県の状況と計画の重点課題及び推進体制等

ア 県の犯罪と再犯の状況及び再犯の要因

- ・ 三重県においても、全国と同様に、刑法犯認知件数は、平成14年をピークに減少傾向にあります。再犯者率は上昇傾向にあり、平成28年が49.2%、平成29年が48.4%と、全国と同じく、約半数を占めるに至っています。
- ・ また、再犯を行う背景には、様々な要因が複雑に絡み合っており、特定の要因と結びつけることは困難ですが、再犯者が出所後に「仕事」と「住居」がなく、経済的に困窮したり、社会的に孤立したりして、再び犯罪に及ぶという悪循環に陥っているというデータもあります。

イ 計画の基本方向

- ・ 犯罪の繰り返しを食い止めるため、これまでの再犯防止の取組では、支援が行き届いていない「満期出所者」や「起訴猶予者※」など、刑事司法手続を終了した者に対しても、地域社会において「息の長い」支援を行い、国や市町、民間団体と連携し、犯罪や非行をした者の社会復帰支援に取り組むことで、再犯率が減少し、安全・安心な社会を実現します。

※起訴猶予者や単純猶予者など、犯罪や非行の事実は認められたものの、矯正施設や保護観察所における指導等を受けないこととなった者

ウ 計画の重点課題

- ・ 三重県再犯防止推進計画（仮称）では、国の再犯防止推進計画との整合性を図り、次の5つを重点課題に位置付けるものとします。
 - ① 就労・住居の確保等
 - ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
 - ③ 学校等と連携した修学支援の実施等
 - ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
 - ⑤ 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等

エ 計画の期間

- ・ 令和2（2020）年度から令和6（2024）年度の5年間とします。

オ 推進体制

- ・ 刑事司法関係機関をはじめとする国の関係機関や市町、犯罪・再犯の防止や更生保護に取り組む関係民間団体等との連携を図るとともに、警察本部や教育委員会を含む県の関係部局・各課間の連携体制を整えながら、施策を効果的に推進するものとします。

〔国の関係機関〕

津地方検察庁，三重刑務所，宮川医療少年院，津少年鑑別所，津保護観察所

〔関係民間団体〕

更生保護法人三重県更生保護事業協会，

更生保護法人三重県保護会,
三重県保護司会連合会（及び16の保護区・保護司会）,
三重県更生保護女性連盟（及び14の地区会）,
三重県BBS連盟（及び6つの地区会）,
NPO法人三重県就労支援事業者機構, 協力雇用主会,
三重弁護士会 他

2 計画の全体構成案

計画は、前段部分の「第1 計画策定の概要」と内容部分の「第2 今後取り組んでいく施策」で構成されます。

(1) 計画策定の概要

主に、上述の「策定方針案の概要」に係るものとなります。

(2) 今後取り組んでいく施策

ア 計画の重点課題

- ・ 計画に位置付ける5つの重点課題について、国の再犯防止推進計画における取組を勘案しつつ、本県における現状と課題及び具体的な取組を記載します。

イ 三重県で行われている取組の紹介及び推進

- ・ 再犯の防止等の観点で、現状として、既に行われている取組を紹介し、引き続き取組を支援します。

〔就労支援〕	犯罪をした者に係る市職員としての雇用 犯罪をした者を雇用する民間の協力雇用主制度
〔女性活躍〕	更生保護女性会の活動
〔宮川医療少年院〕	宮川医療少年院の取組
〔高齢者・障がい者〕	三重県地域生活定着センターの取組
〔犯罪被害者〕	犯罪被害者への取組

3 市町及び市町社会福祉協議会との意見交換会で主な意見

- ・ 社会福祉協議会に検察庁から相談があったが、認知症があって、万引きをしたケースだった。社協と検察が気をつかいながら相談をしている状況だった。
- ・ 三重刑務所であっても三重県の方とは限らない。全国での支援ネットが必要。検察庁においても専門職のプロパーを入れて取り組んでいかないといけない動向もある。
- ・ 市町においても、市町内に犯罪をした者がどの程度存在しているかといった状況が不明であり、市町として取組を進めていくためには、状況の把握が必要である。
- ・ 保護司会等の関係団体に係る県全体での再犯防止における社会資源マップのようなものがあれば良いが、どこがイニシアチブを取るかが課題。
- ・ 社会福祉協議会には、罪を犯した人の情報は入っていない。取り調べの時、認知症や障がいを持っている時は、社協に連絡があるかもしれないが、まったく社協と関係がないと連絡は来ない。
- ・ 再犯についての原因の分析は難しく、出所時の福祉支援をしっかりと行えば、再犯

は起きにくい社会になっていくという印象は受ける。

4 今後の進め方

(1) 庁内調整における素案の検討

今後取り組んでいく施策について、関係各課とも調整、共有しながら、具体的な取組内容について盛り込み、素案（たたき台）をまとめていきます。

(2) 関係機関等における取組の把握

関係機関等における取組について、現地訪問等による聴き取りを行って把握し、計画に反映していきます。

(3) 各市町・社会福祉協議会との意見交換、関係団体等との懇談会の開催

素案（たたき台）について、各市町・社会福祉協議会との意見交換や関係団体等との懇談会を開催し、意見をいただきながら、計画内容の充実を図り、素案としてまとめていきます。

5 今後の予定（スケジュール）

令和元年	8月～9月	・地域別意見交換会の開催（第2回） ・関係団体等との懇談会
	10月	・常任委員会報告（素案）
	12月	・常任委員会報告（中間案）
令和2年	1月	・パブリックコメントの実施
	2月頃	・社会福祉審議会（最終案）
	3月	・常任委員会報告（最終案）

再犯の防止等の推進に関する法律 概要

1. 目的（第1条）

国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする

2. 定義（第2条）

- 1 犯罪をした者等 犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった者
- 2 再犯の防止等 犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）

3. 基本理念（第3条）

- 1 犯罪をした者等の多くが、定職・住居を確保できない等のため、社会復帰が困難なことを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する
- 2 犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設に収容されている間のみならず、社会復帰後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにする
- 3 犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要である
- 4 調査研究の成果等を踏まえ、効果的に施策を講ずる

4. 国等の責務（第4条）

- 1 国は、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定・実施する責務
- 2 地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務

5. 連携、情報の提供等（第5条）

- 1 国及び地方公共団体の相互の連携
- 2 国及び地方公共団体と民間団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保
- 3 国及び地方公共団体から民間団体その他の関係者への情報提供
- 4 民間の団体その他の関係者は、犯罪をした者等の個人情報適切に取り扱う義務

6. 再犯防止啓発月間（第6条）

国民の関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間（7月）を設ける

7. 再犯防止推進計画（第7条）

- 1 政府は、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(再犯防止推進計画)を策定(閣議決定)
- 2 再犯防止推進計画において定める事項
 - (1) 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
 - (2) 再犯の防止等に向けた教育・職業訓練の充実に関する事項
 - (3) 犯罪をした者等の社会における職業・住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
 - (4) 矯正施設における収容・処遇、保護観察に関する体制の整備等に関する事項
 - (5) その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項
- 3 法務大臣は、関係大臣と協議して、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議請議
- 4 少なくとも5年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要に応じ変更

8. 地方再犯防止推進計画（第8条）

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定める努力義務

9. 法制上の措置等（第9条）

政府は、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずる

10. 年次報告（第10条）

政府は、毎年、政府が講じた施策について、国会に報告

11. 基本的施策

【国の施策】

再犯防止に向けた教育・職業訓練の充実等

- 1 特性に応じた指導及び支援等（第11条）
- 2 就労の支援（第12条）
- 3 非行少年等に対する支援（第13条）

再犯防止推進の人的・物的基盤の整備

- 8 関係機関における体制の整備等（第18条）
- 9 再犯防止関係施設の整備（第19条）

社会における職業・住居の確保等

- 4 就業の機会の確保等（第14条）
- 5 住居の確保等（第15条）
- 6 更生保護施設に対する援助（第16条）
- 7 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（第17条）

再犯防止施策推進に関する重要事項

- 10 情報の共有、検証、調査研究の推進等（第20条）
- 11 社会内における適切な指導及び支援（第21条）
- 12 国民の理解の増進及び表彰（第22条）
- 13 民間の団体等に対する援助（第23条）

【地方公共団体の施策】（第24条）

国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、上記の施策を講ずる努力義務

12. 施行期日等（附則）

- 1 公布の日から施行
- 2 国は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする⁴

再犯防止推進計画

平成29年12月15日

目 次

I 再犯防止推進計画策定の目的

- 第1 再犯防止のための諸施策における再犯防止推進計画の位置付け
- 第2 基本方針
- 第3 重点課題
- 第4 計画期間と迅速な実施

II 今後取り組んでいく施策

第1 再犯の防止等に関する施策の指標

- 1. 再犯の防止等に関する施策の成果指標
- 2. 再犯の防止等に関する施策の動向を把握するための参考指標

第2 就労・住居の確保等のための取組（推進法第12条、第14条、第15条、第16条、第21条関係）

1. 就労の確保等

- (1) 現状認識と課題等
- (2) 具体的施策

- ① 職業適性の把握と就労につながる知識・技能等の習得
- ② 就職に向けた相談・支援等の充実
- ③ 新たな協力雇用主の開拓・確保
- ④ 協力雇用主の活動に対する支援の充実
- ⑤ 犯罪をした者等を雇用する企業等の社会的評価の向上等
- ⑥ 就職後の職場定着に向けたフォローアップの充実
- ⑦ 一般就労と福祉的支援の狭間にある者の就労の確保

2. 住居の確保等

- (1) 現状認識と課題等
- (2) 具体的施策

- ① 矯正施設在所中の生活環境の調整の充実
- ② 更生保護施設等の一時的な居場所の充実
- ③ 地域社会における定住先の確保

第3 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組（推進法第17条、第21条関係）

1. 高齢者又は障害のある者等への支援等

(1) 現状認識と課題等

(2) 具体的施策

- ① 関係機関における福祉的支援の実施体制等の充実
- ② 保健医療・福祉サービスの利用に関する地方公共団体等との連携の強化
- ③ 高齢者又は障害のある者等への効果的な入口支援の実施

2. 薬物依存を有する者への支援等

(1) 現状認識と課題等

(2) 具体的施策

- ① 刑事司法関係機関等における効果的な指導の実施等
- ② 治療・支援等を提供する保健・医療機関等の充実
- ③ 薬物依存症の治療・支援等ができる人材の育成

第4 学校等と連携した修学支援の実施等のための取組（推進法第11条、第13条関係）

1. 学校等と連携した修学支援の実施等

(1) 現状認識と課題等

(2) 具体的施策

- ① 児童生徒の非行の未然防止等
- ② 非行等による学校教育の中断の防止等
- ③ 学校や地域社会において再び学ぶための支援

第5 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組（推進法第11条、第13条、第21条関係）

1. 特性に応じた効果的な指導の実施等

(1) 現状認識と課題等

(2) 具体的施策

- ① 適切なアセスメントの実施
- ② 特性に応じた指導等の充実
 - i 性犯罪者・性非行少年に対する指導等
 - ii ストーカー加害者に対する指導等
 - iii 暴力団関係者等再犯リスクが高い者に対する指導等
 - iv 少年・若年者に対する可塑性に着目した指導等
 - v 女性の抱える問題に応じた指導等
 - vi 発達上の課題を有する犯罪をした者等に対する指導等
 - vii その他の効果的な指導等の実施に向けた取組の充実
- ③ 犯罪被害者等の視点を取り入れた指導等
- ④ 再犯の実態把握や指導等の効果検証及び効果的な処遇の在り方等に関する調査研究

第6 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等のための取組（推進法第22条、第23条、第24条関係）

1. 民間協力者の活動の促進等

(1) 現状認識と課題等

(2) 具体的施策

- ① 民間ボランティアの確保
- ② 民間ボランティアの活動に対する支援の充実
- ③ 更生保護施設による再犯防止活動の促進等
- ④ 民間の団体等の創意と工夫による再犯防止活動の促進
- ⑤ 民間協力者との連携の強化

2. 広報・啓発活動の推進等

(1) 現状認識と課題等

(2) 具体的施策

- ① 再犯防止に関する広報・啓発活動の推進
- ② 民間協力者に対する表彰

第7 地方公共団体との連携強化等のための取組（推進法第5条、第8条、第24条関係）

1. 地方公共団体との連携強化等

(1) 現状認識と課題等

(2) 具体的施策

- ① 地方公共団体による再犯の防止等の推進に向けた取組の支援
- ② 地方再犯防止推進計画の策定等の促進
- ③ 地方公共団体との連携の強化

第8 関係機関の人的・物的体制の整備等のための取組（推進法第18条、第19条関係）

1. 関係機関の人的・物的体制の整備等

(1) 現状認識と課題等

(2) 具体的施策

- ① 関係機関における人的体制の整備
- ② 関係機関の職員等に対する研修の充実等
- ③ 矯正施設の環境整備

再犯防止推進計画

計画期間 平成30年度から平成34年度末までの5年間

国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、今後5年間で政府が取り組む再犯防止に関する施策を盛り込んだ初めての計画。

再犯防止推進計画策定の経緯

〔再犯の現状〕

検挙者に占める再犯者の割合
48.7%



安全・安心な社会を実現するためには、
再犯防止対策が必要不可欠

〔再犯防止に向けた取組の課題〕

刑事司法関係機関だけでの取組には、限界がある

刑事司法関係機関による取組 → 地域社会での継続的支援 → 再犯防止

国・地方公共団体・民間が一丸となった取組が重要

超党派の国会議員による法案の検討

平成28年12月、再犯防止推進法が全会一致で成立

外部有識者を含む検討会において検討

再犯防止推進計画（案）を取りまとめ

5つの基本方針

- ① 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進
- ② 刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施
- ③ 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施
- ④ 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施
- ⑤ 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成

7つの重点分野と主な施策

① 就労・住居の確保

- ・ 職業訓練、就労に向けた相談・支援の充実
- ・ 協力雇用主の活動に対する支援の充実
- ・ 住居提供者に対する支援、公営住宅への入居における特別の配慮、賃貸住宅の供給の促進 等

③ 学校等と連携した修学支援

- ・ 矯正施設内での学びの継続に向けた取組の充実
- ・ 矯正施設からの進学・復学の支援 等

⑤ 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進

- ・ 更生保護サポートセンターの設置の推進
- ・ 更生保護事業の在り方の見直し 等



② 保健医療・福祉サービスの利用の促進

- ・ 刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関の連携の強化
- ・ 薬物依存症の治療・支援機関の整備、自助グループを含む民間団体への支援
- ・ 薬物指導体制の整備、海外における拘禁刑に代わる措置も参考にした再犯防止方策の検討 等

④ 特性に応じた効果的な指導

- ・ アセスメント機能の強化
- ・ 特性に応じた効果的指導の充実
- ・ 効果検証・調査研究の実施 等



⑥ 地方公共団体との連携強化

- ・ 地域のネットワークにおける取組の支援
- ・ 地方再犯防止推進計画の策定等の促進 等

⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備



政府目標（平成33年までに2年以内再入率を16%以下にする等）を確実に達成し、国民が安全で安心して暮らせる「**世界一安全な日本**」の実現へ

民生委員・児童委員の一斉改選について

民生委員の任期は民生委員法第10条により、3年とされ、令和元年12月1日に一斉改選が行われます。

民生委員を厚生労働大臣が委嘱するために、県が推薦する際に社会福祉審議会民生委員審査専門分科会で民生委員の審査を行います。

また、3年の任期ごとに、市町の実情に応じて民生委員定数を変更しています。

1 資格審査について

民生委員法第5条により、民生委員は、知事の推薦によって、厚生労働大臣が委嘱することとされており、知事は推薦に当たり市町に設置された民生委員推薦会が推薦した者について、県に設置された社会福祉審議会の意見を聴くよう努めることとされています。

このため、社会福祉法第11条により設置している社会福祉審議会民生委員審査専門分科会において、市町民生委員推薦会により推薦された民生委員・児童委員候補者が民生委員法及び三重県民生委員・児童委員選任要領に規定する適任者の要件に合致するか審査します。

なお、社会福祉法施行令第2条より、民生委員審査専門分科会の決議が社会福祉審議会の決議となります。

2 定数条例の改正について

民生委員の定数は、民生委員法に基づき厚生労働大臣の定める基準を参酌し、市町の意見を聴いたうえで、市町の実情に応じて「三重県民生委員定数条例」で定めています。

今回の一斉改選に当たり、各市町に民生委員の定数要望の聴き取りを行ったところ、高齢者の増加や宅地開発による人口の増加等を理由として、定数増加の要望があり、別紙のとおり当該条例を改正する予定としています。

3 今後の予定（案）

○民生委員一斉改選事務

令和元年	8月末	市町からの民生委員推薦名簿の受付
	9月	社会福祉審議会民生委員審査専門分科会での資格審査
	9月末	厚生労働省への民生委員名簿の提出
	11月	民生委員の委嘱状・身分証の作成
	12月	委嘱式・退任式（各市町において実施）
令和2年	1月～	新任民生委員研修

○民生委員定数条例改正

令和元年	9月	議案提出
	10月	常任委員会において議案審議 改正
	11月	関係機関等へ改正条例の周知
	12月	施行

【別紙】市町ごとの民生委員定数改正案

市町名	現定数		新定数(案)		増減数	
	任期(H28.12.1~R元.11.30)	うち主任 児童委員	任期(R元.12.1~R4.11.30)	うち主任 児童委員		うち主任 児童委員
津市	612	46	617	46	5	-
四日市市	602	55	609	55	7	-
伊勢市	305	28	308	28	3	-
松阪市	387	27	388	27	1	-
桑名市	254	24	257	24	3	-
鈴鹿市	370	35	375	35	5	-
名張市	186	16	189	16	3	-
尾鷲市	59	3	59	3	-	-
亀山市	98	9	102	11	4	2
鳥羽市	56	3	56	3	-	-
熊野市	82	4	82	4	-	-
いなべ市	101	8	104	8	3	-
志摩市	140	11	141	11	1	-
伊賀市	309	32	309	32	-	-
木曾岬町	13	2	13	2	-	-
東員町	52	4	52	4	-	-
菰野町	77	5	77	5	-	-
朝日町	17	2	20	2	3	-
川越町	28	2	28	2	-	-
多気町	40	2	41	2	1	-
明和町	51	3	51	3	-	-
大台町	50	3	50	3	-	-
玉城町	35	2	35	2	-	-
度会町	29	2	29	2	-	-
大紀町	41	2	41	2	-	-
南伊勢町	60	4	60	4	-	-
紀北町	70	4	70	4	-	-
御浜町	32	2	32	2	-	-
紀宝町	41	3	41	3	-	-
県計	4,197	343	4,236	345	39	2

※民生委員は児童福祉法により児童委員を兼ねています。また、主任児童委員は、児童福祉法により、知事の推薦に基づき、児童委員の中から厚生労働大臣が指名することになっています。

※今後、一斉改選の作業が各市町で進められる中で、数が変わる可能性があります。

(参考)

1 関係法令

【民生委員法】

- 第4条 民生委員の定数は、厚生労働大臣の定める基準を参酌して、前条の区域ごとに、都道府県の条例で定める。（「前条の区域」とは、市町村の区域。）
- 2 前項の規定により条例を制定する場合には、都道府県知事は、あらかじめ、前条の区域を管轄する市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の意見を聴くものとする。
- 第5条 民生委員は、都道府県知事の推薦によつて、厚生労働大臣がこれを委嘱する。
- 2 都道府県知事は、前項の推薦を行うに当たつては、市町村に設置された民生委員推薦会が推薦した者について行うものとする。この場合において、都道府県に設置された社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第7条第1項に規定する地方社会福祉審議会（以下「地方社会福祉審議会」という。）の意見を聴くよう努めるものとする。
- 第6条 民生委員推薦会が、民生委員を推薦するに当つては、当該市町村の議会（特別区の議会を含む。以下同じ。）の議員の選挙権を有する者のうち、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、且つ、社会福祉の増進に熱意のある者であつて児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の児童委員としても、適当である者について、これを行わなければならない。
- 2 都道府県知事及び民生委員推薦会は、民生委員の推薦を行うに当たつては、当該推薦に係る者のうちから児童福祉法の主任児童委員として指名されるべき者を明示しなければならない。

【児童福祉法】

- 第16条 市町村の区域に児童委員を置く。
- 2 民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）による民生委員は、児童委員に充てられたものとする。
- 3 厚生労働大臣は、児童委員のうちから、主任児童委員を指名する。
- 4 前項の規定による厚生労働大臣の指名は、民生委員法第5条の規定による推薦によつて行う。

【社会福祉法】

- 第7条 社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査審議するため、都道府県並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）に社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地方社会福祉審議会」という。）を置くものとする。
- 2 地方社会福祉審議会は、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の監督に属し、その諮問に答え、又は関係行政庁に意見を具申するものとする。
- 第11条 地方社会福祉審議会に、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため、民生委員審査専門分科会を、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を置く。
- 2 地方社会福祉審議会は、前項の事項以外の事項を調査審議するため、必要に応じ、老人福祉専門分科会その他の専門分科会を置くことができる。

【社会福祉法施行令】

- 第2条 民生委員審査専門分科会に属すべき委員は、当該都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員の選挙権を有する地方社会福祉審議会（法第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会をいう。以下同じ。）の委員のうちから、委員長が指名する。
- 2 民生委員審査専門分科会に属する委員がその職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用した場合は、当該委員について、委員長は、前項の規定による指名を取り消すことができる。
- 3 民生委員審査専門分科会の決議は、これをもつて地方社会福祉審議会の決議とする。

2 厚生労働大臣の定める基準

(1) 区域を担当する民生委員・児童委員の配置基準

区分	配置基準
東京都区部及び指定都市	220から440までの間のいずれかの数の世帯ごとに1人
中核市及び人口10万人以上の市	170から360までの間のいずれかの数の世帯ごとに1人
人口10万人未満の市	120から280までの間のいずれかの数の世帯ごとに1人
町 村	70から200までの間のいずれかの数の世帯ごとに1人

(2) 主任児童委員の配置基準

民生委員協議会の規模	主任児童委員の定数
民生委員・児童委員の定数39人以下	2人
民生委員・児童委員の定数40人以上	3人

※ 定数の設定に当たっては、市区町村ごとの管内人口や面積、地理的条件、世帯構成の類型等を総合的に勘案し、住民に対するサービスが適切に行われるよう地域の実情を踏まえた弾力的な定数の設定について留意すること。

青少年を自画撮り被害から守る対策について

1 青少年の自画撮り被害の現状

青少年が、自身の裸の画像をスマートフォン等で撮影させられた上、SNSや電子メール等で送信させられる、いわゆる「自画撮り被害」が全国で増加傾向にあり、三重県でも被害が発生しており、対策が必要となっています。

こういった犯行は、青少年の性に対する判断能力が未熟であることに乘じて行われる極めて悪質なものである上、画像がインターネット上に流出する危険性が高く、一度流出した画像については回収が不可能となり、将来にわたって青少年を苦しめる要因となることも十分考えられます。

全国で自画撮り被害に遭った児童数（人）

平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
207	270	289	376	480	515	541

（出典）警察庁ホームページ 統計データ（平成30年における子どもの性被害の状況）

2 現行法令等で対応できる範囲

（1）現行法令等による禁止対象

法律	禁止する事項	自画撮り被害を防止する規定
児童ポルノ法	・児童ポルノの製造、所持、提供等	・被害者に自分の児童ポルノ画像を撮影させた場合も処罰の対象となるが、未遂の処罰規定がない ・自画撮り要求行為を処罰する規定はない
刑法 （脅迫、強要）	・生命、身体等に害を加える旨の告知をして、人を脅迫、強要すること	・生命、身体等に害を加える旨の告知をして、相手を畏怖させるような言動が必要
ストーカー規制法	・被害者が行う義務のないことを、行うよう求める行為	・特定の者に対する好意の感情等を充足する目的かつ行為を反復して行うことが必要
迷惑防止条例	・被害者が行う義務のないことを、行うよう求める行為	・行為を反復して行うことが必要
青少年健全育成条例	・青少年に対して性交等及びわいせつな行為をすること ・青少年に対して性交等及びわいせつな行為を見せ又は教えること	・自画撮り画像の要求行為が、わいせつな行為を教えることにならない可能性が高い ・児童ポルノに関する規定がない

自画撮り画像を送るように求めることを禁止する規定はなく、現行法令で自画撮り被害を未然に防止するのは難しい状況です。

(2) 三重県青少年健全育成条例による対策

三重県青少年健全育成条例は、青少年の健全な成長を阻害するおそれのある行為を防止することにより、青少年を保護し、もって青少年の健全な育成を図ることを目的としていることから、将来にわたって青少年を苦しめる要因となり得る自画撮り被害を未然に防止するため、この条例により対策を講じる必要があります。

3 条例改正により期待できる効果と課題

(1) 期待できる効果

- ・要求行為の規制により、被害の未然防止につながることができます。
- ・条例の改正を周知することで、自画撮り被害防止の広報啓発につながります。
- ・要求行為自体が犯罪である認識ができ、警察等への早期相談につながられます。

(2) 課題

- ・自画撮り被害はインターネットを介しているため県境をまたいで発生する場合があります、県内の青少年が被害に遭っても加害者が県外の場合は規制の対象とならない可能性があります。

4 三重県青少年健全育成審議会における意見について

① (平成31年2月)

- ・法規制の必要性があるので、様々なルートで国へ働きかけてもらいたい。
- ・条例を制定し、県民に効果的な広報啓発をしてもらいたい。

② (令和元年7月)

- ・児童ポルノ画像を求める行為自体を禁止し、悪質な行為に対して罰則を設ける形で条例を改正する方向で進めてもらいたい。

5 各県の条例制定状況について

- ・条例改正済みの都道府県：19県
- ・改正予定（改正に向けて検討中）の都道府県：16県
- ・改正の予定がない都道府県：12県

6 今後の対応

国へ法制化等を働きかけつつ、次のとおり条例改正に向けて作業を進めます。

令和元年 10月 常任委員会説明（条例改正の概要）

パブリックコメントの実施

令和二年 2月 条例改正案を県議会へ提案

「三重県子ども条例」に基づく施策の実施状況等の報告について

この報告は、「三重県子ども条例」(以下「条例」という。)第15条の規定に基づき、子ども施策の実施状況について、「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」(以下「みえ子どもスマイルプラン」という。)の14の重点的な取組の実績等とともに取りまとめ、年次報告「みえ子どもスマイルレポート」として公表するものです。

子ども施策の実施状況について、施策の基本となる4つの事項(条例第11条)別に整理しています。

また、「みえ子どもスマイルプラン」について、14の重点的な取組ごとに、重点目標の実績値等をふまえた進展度と判断理由、平成30年度の取組概要と成果および令和元年度の改善のポイントと取組方向を記載しています。

1 条例に基づく施策の実施状況(別冊 P3~7)

(1) 子どもの権利について学ぶ機会の提供等(第11条第1号)

県民の方が条例や条例に基づく取組、子どもの育ちへの支援などについてより一層理解を深めていただけるよう、出前トークとして地域で説明を行いました。また、「子育て応援!わくわくフェスタ」などの子どもの育ちや子育て家庭を応援するイベントなど、さまざまな機会を捉えて啓発活動を行ったほか、「可能性を広げるための子どもへの関わり方」などをテーマとした「三重県子ども条例講演会」を開催しました。

(2) 子どもが意見表明する機会の設定等(第11条第2号)

県が行う施策推進の参考とするため、条例に基づく調査を実施し、その結果をもとに「みえの子ども白書2019」を取りまとめたほか、インターネットを使った電子アンケートに答えてもらう「キッズ・モニター」や、温かい気持ちのやりとりのなかで子どもが安心して自分らしく育つことを期待して「ありがとうの一行詩コンクール」を実施しました。

(3) 子どもが主体的に取り組むさまざまな活動の支援(第11条第3号)

子どもたちが創意あふれる熱い思いをもとに、子どもたち自身が考え工夫し、自分たちの夢を具体的に実現する取組を応援する「みえの子ども『夢☆実☆現』応援プロジェクト」を実施したほか、高校生が日頃の学習や文化活動等の成果を情報発信する「高校生フェスティバル」を開催しました。

(4) 子どもの育ちを支える人材育成、環境整備(第11条第4号)

社会全体で子どもや子育て家庭を支える地域を実現するため、企業や子育て支援団体等が参画する「みえ次世代育成応援ネットワーク」と連携した活動や、子ども専用電話相談「こどもほっとダイヤル」の運営を行うとともに、地域における子育て家庭を支える人材を養成するため、「子育て・子育てマイスター養成講座」や「孫育て講座」を、市町と連携して実施しました。

2 「みえ子どもスマイルプラン」の重点的な取組に係る進捗状況

(別冊 P 9～60)

(1) 取組状況と進展度等(別冊 P 9～22)

平成30年度も、平成29年度までに引き続き、三重県経営方針の中で少子化対策を県政の重点テーマとして位置づけ、さまざまな主体で構成される三重県少子化対策推進県民会議とも連携し、少子化対策を進めるための機運醸成を図るとともに、「子ども・思春期」、「若者／結婚」、「妊娠・出産」、「子育て」に「働き方」を含めたライフステージ毎に、切れ目のない取組を進めました。

14の重点的な取組の進展度について、取組の進行管理を行うために設定した「重点目標」の達成度合いや取組実績等により総合的に判断した結果、「進んだ」と評価した取組は6項目、「ある程度進んだ」は5項目、「あまり進まなかった」は3項目で、「進まなかった」は該当ありませんでした。

また、本県の平成30年の合計特殊出生率(概数)は1.54で、平成29年の1.49から0.05上昇し、3年ぶりに増加に転じました。一方で、「地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じる県民の割合」は、平成30年度が51.5%で平成29年度より0.7ポイント減少しました。

(2) 平成30年度の総括(別冊 P 22)

平成30年度の少子化対策の取組については、重点的な取組の全体的な進捗状況からある程度進んだと考えられます。また、総合目標の一つである「合計特殊出生率」についても平成30年は前年から増加に転じるとともに、出生数の減少幅も前年より大幅に抑えることができました。

一方で、もう一つの総合目標である「地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じる県民の割合」は前年より減少しています。

2つの総合目標ともに目標値と乖離があり、重点目標についても、平成30年度の目標に達していないものが29項目中11件あったことから、課題の残る結果となりました。

令和元年度はプランの計画期間の最終年度であり、重点的な取組において進展度が遅れているものについては、目標達成に向けて着実に取組を進めていく必要があります。特に、重点的な取組の進展度において「あまり進まなかった」と判断した項目のうち、保育所の待機児童数や放課後児童クラブの待機児童数については、認定こども園等の施設整備支援などによって保育施設の定員については増やすことができましたが、保育士等の確保が困難なことなどにより、待機児童が発生しています。幼児教育・保育の無償化の影響も注視しながら、市町と連携して地域の実情に見合った取組を進める必要があります。

また、男性の育児参画の推進については、男性の育児休業の取得に関して、調査対象事業所において出生数は増加しましたが、特定の業種における男性の育児休業の取得が少なかったため、全体の育休取得率が下がり、目標を達成することができませんでした。今後は、あらゆる業種において男性の育休取得が進むよう、業種ごとの課題に応じた取組やイクボスの推進などを働きかけていくことが必要です。

少子化対策は成果が表れるまでに一定の期間を要しますが、プランに掲げる「めざすべき社会像」の実現に向けて、企業や関係団体、市町などさまざまな主体との協創を重視し、ライフステージ毎に切れ目のない対策をより一層強化して取組を進めます。

3 今後の取組（別冊 P61）

条例について、今後も、啓発冊子やイベント等を活用してその趣旨を広く啓発するとともに、関係機関とも連携しながら子どもの権利について学ぶ機会の場を確保していきます。

また、子どもが意見を表明する機会を確保し、取組に反映していくよう努めるとともに、子どもの気持ちに寄り添いながらさまざまな活動支援を行い、企業や団体、関係機関等と連携を図りながら人材の育成や環境整備を進めていきます。

さらに、「みえ子どもスマイルプラン」が令和元年度で最終年度になることから、これまでの取組を検証して次期計画に反映するとともに、引き続き、さまざまな主体との協創を重視し、ライフステージ毎に切れ目のない取組を進めていきます。

「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」の改定について

1 これまでの経緯

少子高齢化が進展するなか、「みえ県民意識調査」等により結婚や出産について理想と現実にギャップがあること、社会環境の変化により家族のあり方が多様化し、地域の間人関係が変容するなかで児童虐待の対応件数が増えたことなどを踏まえ、県では、平成 27（2015）年 3 月に、「結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、すべての子どもが豊かに育つことのできる三重」を「めざすべき社会像」とした「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」（以下、「現プラン」という。）を策定しました（平成 28 年 3 月改訂）。

現プランの計画期間が平成 27 年度から 31 年度（令和元年度）までであることから、今年度、令和 2 年度からに向けて改定を行います。

次期プランの計画期間：令和 2 年度（2020 年度）～令和 6 年度（2024 年度）

2 現プランの成果と課題

現プランにおいては、「子ども・思春期」「若者／結婚」「妊娠・出産」「子育て」のライフステージごとに「働き方」を含めた切れ目のない取組を行ってきました。

それぞれ個々の取組について、課題はあるものの、重点的な取組の目標を達成したのもも多く、成果を上げてきました。

2 つの総合目標に対する実績を見ると、合計特殊出生率については、目標とする希望出生率 1.8 台とはまだ乖離がありますが、平成 30 年には 3 年ぶりに増加し、出生数の減少幅も前年より大幅に抑えることができました。

一方で、もう一つの総合目標「地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っている割合」は、現プラン策定時から減少している状況です。平成 30 年度に実施した三重県子ども条例に基づく調査結果を分析すると、子どもたちについて「元気がある」と感じる県民の割合は増加しているものの、「子どもの育ちを見守り、応援したいと思う割合」が減少傾向で、これまで子どもとふれあう機会の少なかった人も含め、いかに「地域で子どもを育てる」か、機運の醸成が課題です。

3 計画見直しの視点

計画の改定にあたっては、現プラン策定後の法令や制度等の制定・改定、社会経済情勢の変化等をふまえるとともに、より広く社会全体で子ども・子育てを支えることが大切です。

そのため、次期プランでは、みえ県民ビジョンに掲げる「新しい豊かさ」の視点に加え、「誰一人取り残さない」という SDGs の理念もふまえ、企業・団体のほか、現役子育て世代だけでなくさまざまな世代の一人ひとりがそれぞれの立場で、子育てを応援していく姿勢を持ち、社会全体で子育て応援の機運を盛り上げるため、「協創」の視点で全体を整理したいと考えています。

また、人口減少や共働き世帯の増加、県民の価値観の多様化などさまざまな要因によるつながりの希薄化や問題の不可視化が、「孤立」「孤独」を生み出し、結婚や子どもを持つことの希望が持ちにくい状況になっている面もあります。そのため、支え手を増やし、さまざまな主体との協創をさらに進めていくための取組もあわせて考えていく必要があります。

【参考：子どもや結婚、子育てを取り巻く主な現状】

- 未婚率の上昇
- 就職氷河期世代の不本意非正規雇用や引きこもり等の問題
- 子どもの貧困の不可視状態
- 児童虐待相談対応件数の増加
- 家族の多様化（核家族、ひとり親家庭の増加）
- 地域コミュニティの衰退 など

4 計画改定の進め方

子どもスマイルプランの改定にあたっては、三重県少子化対策推進県民会議及び同計画推進部会においてご議論いただき、その内容を適宜、県議会や市町に説明し、意見等をいただきたいと思います。

5 スケジュール

令和元年	5月24日	第1回少子化対策推進県民会議 計画推進部会
	7月26日	第2回少子化対策推進県民会議 計画推進部会
	8月29日	第1回少子化対策推進県民会議
		【検討事項】骨子案について
	10月	県議会 常任委員会(骨子案) 第3回少子化対策推進県民会議 計画推進部会 第2回少子化対策推進県民会議
		【検討事項】中間案について
	12月	県議会 常任委員会(中間案) パブリックコメントの実施
令和2年	1月	第4回少子化対策推進県民会議 計画推進部会
		【検討事項】最終案について
	3月	県議会 常任委員会(最終案) 計画の改定

三重県子ども・子育て支援事業支援計画第1期計画（平成27～31年度）の改定について

1 これまでの経緯

平成27年4月から施行された子ども・子育て支援新制度においては、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量の拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目指としています。

市町は新制度の実施主体として「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、地域の実情に応じて質の高い教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供していくこととされており、市町の計画等を踏まえて、県では「子ども・子育て支援事業支援計画」を策定し、市町が教育・保育、地域子ども子育て支援事業を着実に実施できるよう支援していくとともに、子ども・子育て支援のうち特に専門性の高い施策、広域的な対応が必要な施策を実施していく必要があります。

令和元年度が現計画の最終年度となることから、取組状況や施策の現状と課題を検証したうえで、第2期計画（令和2～6年度）を策定します。

2 社会情勢の変化

- ・ 女性の就業率や育児休業取得率の上昇
- ・ 幼児教育・保育の無償化（令和元年10月～）
- ・ 外国につながる幼児・児童への支援・配慮
- ・ 児童福祉法改正による「子どもの権利擁護」と「家庭養育の優先の原則」
- ・ 高等教育の無償化（令和2年4月～）

3 計画の進め方（検討体制）

- ・ 行政、関係機関の代表者及び有識者等で構成する「三重県子ども・子育て会議」において意見を聴取し、計画策定を進めていきます。
- ・ 「児童虐待防止対策の充実」、「社会的養護の充実」、「母子家庭および父子家庭の自立支援の推進」に関しては、行政、関係機関の代表者及び有識者等で構成する「三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会」において、意見を聴取し、「三重県社会的養育推進計画」及び「第四期三重県ひとり親家庭等自立促進計画」と併せて策定を進めていきます。

4 見直しの論点・視点等

- ・ 幼児教育・保育の無償化
 - ・ 子育て安心プランに対応する保育の受け皿整備
 - ・ 新・放課後子ども総合プランに対応する待機児童解消に向けた受け皿整備
 - ・ 国際化の進展に伴う、外国に繋がる幼児・児童への支援・配慮
 - ・ 幼児教育アドバイザーの配置・確保及び幼児教育センターの体制整備
 - ・ 幼稚園の利用希望及び保育を必要とする者の預かり保育の利用希望への対応
- ※現在、国において、第2期計画策定の基本指針を策定中。

5 スケジュール

- | | |
|-------|--|
| 4-7月 | 現状把握、課題の整理 |
| 7月 | 三重県子ども・子育て会議 |
| 9-11月 | 「市町子ども・子育て支援事業計画」における量の見込みと確保方策の調査、集計。 |
| 10月 | 常任委員会（骨格案の提示） |
| 11月 | 素案作成 |
| 12月 | 三重県子ども・子育て会議
中間案作成
常任委員会（中間案の提示）
パブリックコメントの実施 |
| 1月 | 三重県子ども・子育て会議 |
| 2-3月 | 最終案作成、計画の改定 |
| 3月 | 常任委員会（最終案の提示） |

「子どもを虐待から守る条例」の改正について

平成 16 年 3 月に、本県が全国で初めて制定した「子どもを虐待から守る条例」（以下「条例」という。）について、制定から 15 年を経過し、この間、県内の児童虐待の状況も変わり、県の取組も大きく進展しています。

また、国においても関係法令の改正がなされているところであり、その内容についても確実に対応するため条例の見直しを行います。

1 条例改正に至る社会情勢の変化

(1) 児童虐待相談対応件数の急増

児童虐待相談対応件数が全国的に増加する中、本県においても平成 24 年度以降、児童相談所における児童虐待相談対応件数は 1,000 件を超える高い水準で推移してきました。平成 30 年度は初めて 2,000 件を超え、2,074 件と過去最多を更新しています。（別紙 1）

(2) 関係法令の改正

平成 28 年の児童福祉法改正で、子どもが権利の主体として明示され、国・都道府県・市町村の役割と責務についても明確化されました。

また、本年 6 月に成立した改正児童虐待防止関連法では、体罰の禁止が法定化されるとともに、民法上の懲戒権の在り方についても施行後 2 年を目途に必要な見直しを検討することとされており、これらの法改正への対応が求められています。

(3) 県の取組の進展

本県では、条例施行以降、さまざまな形で児童相談体制の強化を行ってきましたが、平成 24 年には虐待により県内で幼い 2 人の命が奪われるという痛ましい事案が発生しました。

これを受け、「このような事件を二度と起こさない」という強い決意のもと、さまざまな対策を実施してきました。

取組内容①：児童相談体制の強化

- ・ 児童相談所の職員を増員（平成 24 年：168 名→平成 31 年：207 名）
- ・ 児童相談センターに法的対応担当、市町支援担当を配置
- ・ 児童相談センターに弁護士、現職の警察職員を配置
- ・ 鈴鹿児童相談所の新設（平成 31 年 4 月）

取組内容②：アセスメントツールの開発・運用

- ・ 一時保護等の判断を的確に行うためのリスクアセスメントツールの運用（平成 26 年から）
- ・ 一時保護解除後の再発防止に向けたニーズアセスメントツールの運用（平成 27 年から）
- ・ 児童相談対応への AI 技術導入の実証実験（令和元年 7 月 2 日から）

（別紙 2）

取組内容③：子どもの権利擁護

- ・多機関連携の推進、アドボケイト養成、家庭復帰プログラムの実施など

2 条例改正の検討

(1) 基本的な考え方

目的、構成などについては、基本的に維持しながら、本県におけるこれまでの取組の成果をしっかりと検証し、テクノロジーの進展や多様な主体との連携などの視点も加え、必要な事項を盛り込みます。

また、児童福祉法等の改正に確実に対応し、「子どもが権利の主体であること」「子どもの意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること」「しつけに際しての体罰禁止」などの条文化を検討します。さらに、現条例の「子どもを社会全体で守る」「虐待を絶対に許さない」という強いメッセージを引き続き発信する条例として整備します。

(2) 検討プロセス

改正に向けては、社会福祉審議会での審議やパブリックコメントの実施、市町等関係者との意見交換などをとおして、幅広く多様な意見、情報を得て検討を進めてまいります。

また、今年度は子どもや子育てなどの社会的課題に関連する多くの計画の策定、改定に取り組むこととしており、これらの検討過程における課題や視点を共有して、しっかりと整合をはかりながら検討を進めます。

3 今後の予定

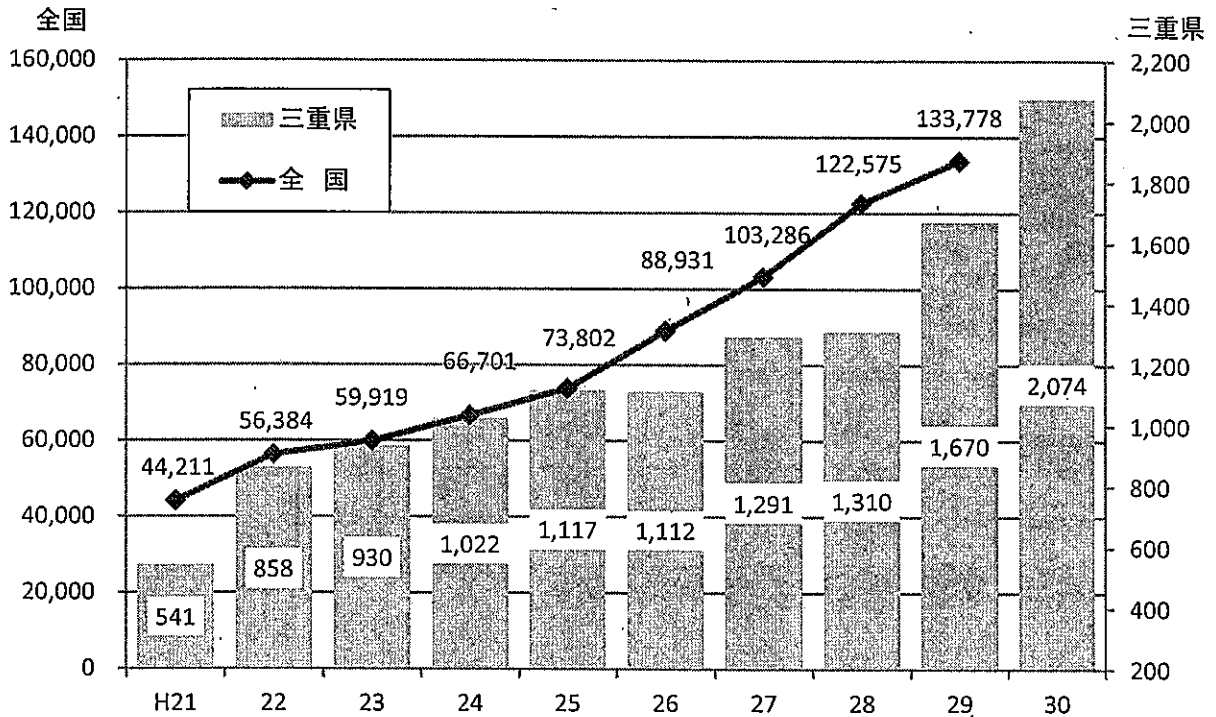
令和元年	8月	社会福祉審議会において審議
	10月	常任委員会において骨子案調査
	12月	常任委員会において中間案調査 パブリックコメントの実施
令和2年	2月頃	社会福祉審議会において審議
	2月	議案提出
	3月	常任委員会において議案審議 改正

平成30年度の児童虐待相談対応件数について

1 児童虐待相談対応件数

2,074件は前年度比404件（24.2%）増となり、過去最多件数を4年連続更新
前年度同様、全5児相で件数増

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
全国	44,211	56,384	59,919	66,701	73,802	88,931	103,286	122,575	133,778	集計中
三重県	541	858	930	1,022	1,117	1,112	1,291	1,310	1,670	2,074



	H26		H27		H28		H29		H30	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
北勢児相	502	45.1%	691	53.5%	753	57.5%	968	58.0%	1,162	56.0%
中勢児相	343	30.8%	327	25.3%	315	24.0%	350	21.0%	440	21.2%
南勢志摩児相	83	7.5%	74	5.7%	49	3.7%	125	7.5%	148	7.1%
伊賀児相	114	10.3%	152	11.8%	127	9.7%	149	8.9%	241	11.6%
紀州児相	70	6.3%	47	3.6%	66	5.0%	78	4.7%	83	4.0%
計	1,112	100.0%	1,291	100.0%	1,310	100.0%	1,670	100.0%	2,074	100.0%

2 平成30年度の相談種別の特徴

心理的虐待の件数が大きく増加（261件）

	H26		H27		H28		H29		H30	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
心理的虐待	408	36.7%	451	34.9%	502	38.3%	678	40.6%	939	45.3%
身体的虐待	419	37.7%	495	38.3%	449	34.3%	542	32.5%	609	29.4%
保護の怠慢・拒否(ネグレクト)	269	24.2%	323	25.0%	337	25.7%	421	25.2%	506	24.4%
性的虐待	16	1.4%	22	1.7%	22	1.7%	29	1.7%	20	1.0%
計	1,112	100%	1,291	100%	1,310	100%	1,670	100%	2,074	100%

3 平成30年度の相談経路の特徴

引き続き市町の機関からの相談が最多（56件増）

警察及び近隣・知人からの相談件数が大きく増加（警察154件増、近隣・知人78件増）

	H26		H27		H28		H29		H30	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
市町の機関	554	49.8%	587	45.5%	643	49.1%	686	41.1%	742	35.8%
警察	115	10.3%	92	7.1%	138	10.5%	352	21.1%	506	24.4%
近隣・知人	86	7.7%	175	13.6%	176	13.4%	171	10.2%	249	12.0%
学校等 (教育関係機関)	56	5.0%	142	11.0%	101	7.7%	158	9.5%	175	8.4%
県の機関	111	10.0%	87	6.7%	84	6.4%	98	5.9%	104	5.0%
計		82.9%		83.9%		87.2%		87.7%		85.6%

※ 平成30年度の上位5位までの経路を表示

児童相談所のケースワークにおける人工知能（AI）を活用した 児童虐待対応支援システムの実証実験について

1 実証実験に至る経緯

(1) リスクアセスメントの取組

- ・平成 24 年度に本県で 2 件の虐待死亡事案が発生したことを受け、平成 25 年度、一時保護を判断するための三重県版リスクアセスメントツールを開発。翌 26 年度運用を開始。

(2) データ・知見の活用

- ・運用開始後も対策に必要なデータを収集し、検証、見直しを進め、約 6 千件のデータを分析。リスクアセスメントツールの各項目と虐待の再発率との関係や、一時保護の効果などの知見が得られた。
- ・蓄積したデータや知見を基に、児童虐待への的確な初期対応、その後の再発防止などの虐待対応時における職員支援に活用するため、AI 技術を活用した児童虐待対応支援システムの実証実験を行うこととなった。

2 実証実験について

(1) 期間

- ・令和元年 7 月 2 日から令和 2 年 2 月 29 日

(2) 対象機関

- ・中勢児童相談所、南勢志摩児童相談所等（タブレット 20 台を配置）

(3) 内容

- ・児童相談所職員が訪問時、タブレット端末に児童の氏名・年齢等の基本情報やけがの有無などの状況を入力。
- ・AI が虐待の重篤度、将来的な再発率、一時保護の必要性、対応終了までに要する日数を予測・提示し、最終的に児童相談所が一時保護等を判断。
- ・実証実験により、業務の効率化が図れるか、過去の知見を活用することで意思決定の仕方や内容が改善されるかなどを検証。

3 期待される効果

(1) 判断の迅速性

- ・児童相談の現場と児童相談所においてリアルタイムで情報共有することにより、一時保護等の迅速な判断ができ、子どもの安全が確保される。

(2) 再発防止

- ・将来の再発率が予測でき、再発防止に向けた対応ができる。

(3) 経験値のフォロー

- ・これまで職員の経験値に頼っていた部分が共通認識となり、経験の浅い職員でも、的確な対応が期待できる。

(4) 業務の効率化

- ・リスクの的確な判断により、リスクのより高いケースに注力でき、業務の効率化が図られる。

三重県児童相談センター 鈴鹿児童相談所 開設のご案内

北勢児童相談所の鈴鹿市・亀山市担当課を
独立させ、鈴鹿児童相談所を下記のとおり
開設しましたのでお知らせします。

開設日

平成31年4月1日(月)

所管区域

鈴鹿市、亀山市

相談時間

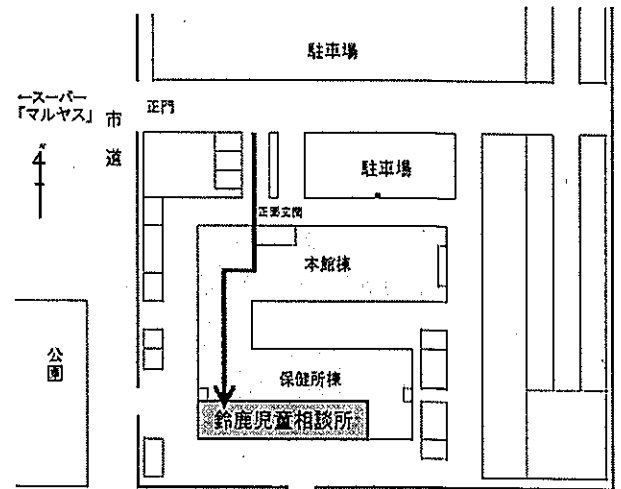
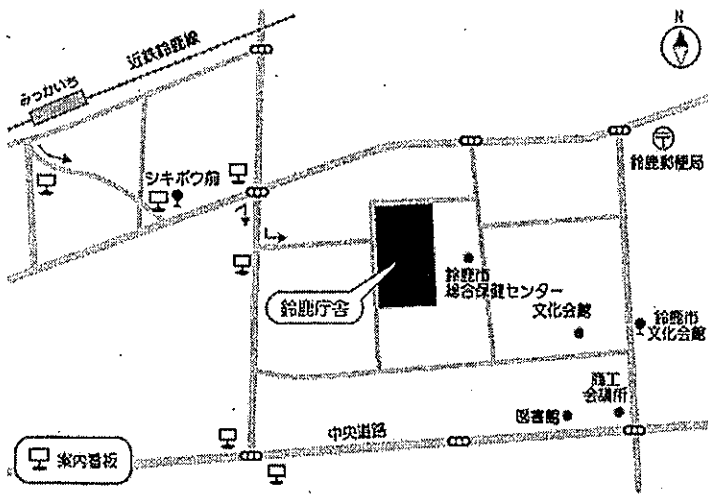
午前8時30分から午後5時15分まで

電話 059-382-9794

FAX 059-382-9795

相談内容

児童虐待相談、養護相談、非行相談、
療育手帳の判定、育成相談、里親の
相談支援等



※正面玄関から入り、保健所棟にお進みください。

交通

- ・近鉄 鈴鹿線「三日市駅」より 徒歩約15分
- ・自動車
東名阪自動車道「鈴鹿IC」から約30分
国道23号線「柳ランプウェイ下」から約10分

住所

〒513-0809
三重県鈴鹿市西条5-117
(三重県鈴鹿庁舎1階保健所棟)



三重県社会的養育推進計画の策定について

子ども・福祉部子育て支援課

1 これまでの経緯

県では、平成 27 年 3 月に「三重県家庭的養護推進計画」を策定し、平成 41 年度までに「施設の本体施設、グループホーム、里親等」における要保護児童の割合を概ね 3 分の 1 ずつに変えていく目標を定め、家庭的養護の推進に取り組んできました。

その後、平成 28 年 5 月に児童福祉法が改正され、子どもが権利の主体であることとともに、家庭における養育が適当でない場合には、児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、必要な措置を講ずるものとする家庭養育優先の原則が明確に示されました。

また、平成 29 年 8 月には、国の検討会から、改正後の児童福祉法の理念を具体化することを目的とした「新しい社会的養育ビジョン」が示されました。

さらに、平成 30 年 7 月には、国から「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」（以下、「策定要領」）が発出され、令和元年度末までに、都道府県社会的養育推進計画（以下、「計画」）を策定することが求められています。

新しい計画では、里親委託の推進にとどまらず、子どもの権利擁護、市町や児童相談所の体制強化、自立支援の推進など、総合的な対策を盛り込むこととしています。

2 三重県家庭的養護推進計画の成果と課題

	平成 26 年度 (H26. 12. 1)	平成 31 年度 (前 期) (H32. 3. 31)	平成 36 年度 (中 期) (H37. 3. 31)	平成 41 年度 (後 期)
本体施設	4 1 1 (76.1%)	3 1 0 (57.4%)	2 4 2 (44.8%)	1 9 4 (35.9%)
グループホーム	4 2 (7.8%)	9 8 (18.1%)	1 4 2 (26.3%)	1 6 6 (30.7%)
里親・ファミリーホーム	8 7 (16.1%)	1 3 2 (24.5%)	1 5 6 (28.9%)	1 8 0 (33.3%)
合計	5 4 0	5 4 0	5 4 0	5 4 0

(成果)

- ・本体施設 2 7 8 人 (55.1%)
- グループホーム 8 1 人 (16.1%)
- 里親・ファミリーホーム 1 4 5 人 (28.8%) H31. 3. 31 実績

(課題)

- ・里親等委託率は全国の平均を上回るペースで上昇してきたが、国の数値目標を念頭に置いた、さらなる委託率の上昇が必要。
- ・現行計画自体を大幅に見直し、社会的養育を実現するための総合的な対策を盛り込む必要。

3 計画策定の進め方

(実態調査)

- ・当事者、市町、施設へのヒアリングを予定しています。

(検討体制)

- ・学識経験者、社会的養育関係者等による「三重県社会的養育推進計画策定検討会議」を設置し、計画内容について検討・意見交換を行います。
- ・社会福祉審議会児童専門分科会にも諮ります。

4 見直しの論点・視点等（主なもの）

- ・国の数値目標（「概ね7年以内（3歳未満は概ね5年以内）に乳幼児の里親等委託率75%以上」、「概ね10年以内に学童期以降の里親等委託率50%以上」）
 - ⇒ 代替養育を必要とする子どもの数や、里親登録数の増加見込み等を勘案
- ・子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）
 - ⇒ 多機関連携（三重県版ブースト）の推進、アドボケイトの養成
- ・各年度における代替養育を必要とする子どもの数の見込み
 - ⇒ 人口推計による子どもの数の減少と潜在的需要の掘り起こし
- ・里親等への委託の推進に向けた取組
 - ⇒ 里親養育包括支援（フォスタリング）機関の整備
- ・施設の小規模化かつ地域分散化、高機能化等に向けた取組
 - ⇒ 施設整備への支援
- ・社会的養護自立支援の推進に向けた取組
 - ⇒ 各施設に自立支援員の配置を検討
- ・児童相談所の強化等に向けた取組
 - ⇒ アセスメントツールへのAI技術の導入による児童虐待対応力の強化

5 スケジュール

平成31年	3月	第1回検討会議
令和元年	7月	第2回検討会議
	夏	当事者・市町・施設ヒアリング
	9月	第3回検討会議
	9月	素案の作成
	10月	第4回検討会議
	12月	中間案の作成、パブリックコメントの実施
令和2年	1月	第5回検討会議
	2月	最終案の作成
	3月末	計画の策定

「三重県子どもの貧困対策計画」（平成 28～31 年度）の改定について

平成 27 年度に策定した「三重県子どもの貧困計画」が最終年を迎えることから、社会情勢等をふまえて改定を行います。

1 これまでの経緯

国では、子どもの貧困対策の推進に関する法律（以下「法」という）が、平成 26 年 1 月 17 日に施行され、都道府県における子どもの貧困計画の策定が努力義務とされました。また、「子供の貧困対策に関する大綱」（以下「大綱」という）が平成 26 年 8 月 29 日に閣議決定されました。三重県では、法及び大綱をふまえ、平成 27 年度に児童相談所や福祉事務所等の協力のもとで貧困状態にある家庭 35 事例の詳細調査を実施し、その調査結果に基づいて平成 28 年 3 月に「三重県子どもの貧困対策計画」を策定しました。

法では、施行後 5 年を目途に見直しを行うこととされており、現在国において新しい大綱の検討が進められています。県においても、新大綱及び県内貧困家庭の実態について把握した上で、令和元年度末までに、第二期の子どもの貧困対策計画（計画期間：令和 2 年度から 6 年度）を策定します。

2 第一期計画の成果と課題

【成果】

(1) 生活困窮家庭またはひとり親家庭における学習支援環境の整備

利用できる市町 6 市町⇒28 市町

(2) 子どもの安心できる居場所としての子ども食堂の整備

実施個所数 26 (H29 調査) ⇒32 (H30 調査) ⇒40 (H31 調査)

「三重こども食堂ネットワーク」の設立、「子ども食堂開設ハンドブック」の制作、子ども食堂開設講座の開催

(3) 貧困家庭の実態に即した支援の実施

乳幼児、ひとり親家庭等の医療費の窓口無料化

小学校、中学校の新入学児童生徒学用品費等の入学前の前倒し支給

児童扶養手当の支給回数が増

【課題】

(1) 市町における支援体制の未整備

① 包括的かつ一元的な対応が行われている市町 (H30 年度末現在)

17 市町

② 子どもの貧困計画の策定市町 (H30 年度末現在)

4 市町

③ 地域子供の未来応援交付金を活用した市町 (申請含む)

4 市町

(名張市、鳥羽市、亀山市、御浜町)

3 社会情勢等の変化

(1) 法の一部改正（令和元年6月19日公布）

- ① 子どもの「将来」だけでなく「現在」に向けた対策であることを明記
- ② 市町村による貧困対策計画策定の努力義務が課せられる
- ③ 大綱には、「一人親世帯の貧困率」及び「生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率」とともに、検証評価等の施策の推進体制を明記する。
- ④ 子どもの貧困対策会議が大綱案の作成及び変更の際に、関係者の意見反映のための措置を講ずる旨を規定する。

(2) 大綱の見直し

令和元年度末閣議決定予定

(3) その他の情勢の変化

- ① 令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化（就労機会の拡大）
- ② 令和2年度からの高等教育の無償化

4 計画策定の進め方

(1) 実態調査

① 調査対象と調査方法

- ・ 児童扶養手当受給者や学習支援を利用する保護者と子どもを対象にアンケート調査
- ・ 要支援家庭出身者などの当事者や支援にあたるスクールソーシャルワーカー等へのヒアリング

(2) 検討体制

- ・ 有識者、関係団体等（当事者も参加）からなる懇話会を設置し、意見を聴取
- ・ 三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会で審議

5 見直しの論点・視点等

現在の計画の内容を基本としますが、以下の内容を反映させる予定です。

- ・ 実態調査で得た当事者の声
- ・ 国の大綱の見直し
- ・ 県と市町の役割の明確化と市町への支援強化
- ・ 支援が届かない家庭への情報提供の強化
- ・ 様々な団体との連携、協力体制の構築

6 スケジュール

令和元年	8月中	実態調査実施、懇話会設置、開催
	9月	素案の作成
	12月	中間案の作成、パブリックコメントの実施
令和2年	2月	最終案の作成
	3月末	計画の改定

※新しい大綱の決定が大幅に遅れた場合には、スケジュールを再検討します。

三重県ひとり親家庭等自立促進計画（平成 27～31 年度）の改定について

子ども・福祉部子育て支援課

平成 26 年度に策定した「三重県ひとり親家庭等自立促進計画」が最終年を迎えることから、社会情勢等をふまえて改定を行います。

1 これまでの経緯

ひとり親家庭等自立促進計画は、地域の実情に応じて、ひとり親家庭等への子育て・生活支援、就労支援、養育費確保、経済的支援等の施策が総合的に推進されるよう、平成 14 年の母子及び寡婦福祉法の改正によって自立促進計画の策定が努力義務とされました。

これを受けて、平成 17 年度に「三重県ひとり親家庭等自立促進計画」、平成 22 年度に「第二期三重県ひとり親家庭等自立促進計画」を策定しました。

さらに、平成 26 年 10 月に改正された母子及び父子並びに寡婦福祉法による父子家庭に対する支援の拡充や「子供の貧困対策に関する大綱」をふまえるとともに、ひとり親家庭等を対象に実態調査を行い、平成 27 年 3 月に「第三期三重県ひとり親家庭等自立促進計画」を策定しました。

三重県では、今年度検討されている「子供の貧困対策に関する大綱」の動向や、県内のひとり親家庭の実態を把握した上で、令和元年度末までに、第四期三重県ひとり親家庭等自立促進計画（計画期間：令和 2 年度から 6 年度）を策定します。

2 第三期計画の成果と課題

【成果】

(1) ひとり親家庭における学習支援環境の整備

利用できる市町 2 市 ⇒ 7 市

(H30. 7 月愛知県調査によると回答の 22 都県うち 4 番目に多い)

(2) 高等職業訓練促進給付金受給者のうち常勤雇用となった者の割合

79% (H25) ⇒ 90% (H29)

(3) ひとり親家庭の実態に即した支援の実施

ひとり親家庭等の医療費の窓口無料化

児童扶養手当の支給回数が増

高等職業訓練促進給付金の拡充（3 年→4 年、最終年のみ 4 万円上乘せ）

【課題】

- ① 三重県母子・父子福祉センター（三重県母子寡婦福祉連合会指定管理）における就業支援体制の充実
- ② 父子家庭の状況把握と支援の充実
- ③ 支援の届かない家庭への支援

3 社会情勢等の変化

- (1) 「子供の貧困対策大綱」の見直し
令和元年度末閣議決定
- (2) 令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化（就労機会の拡大）
- (3) 令和2年度からの高等教育の無償化（高等教育が一番の負担）

4 計画策定の進め方

- (1) 調査対象と調査方法
 - ・ 児童扶養手当受給者や三重県母子寡婦福祉連合会会員を対象にアンケート調査
 - ・ 当事者や支援にあたるスクールソーシャルワーカー等へのヒアリング
- (2) 検討体制
 - ・ 有識者、関係団体等（当事者も参加）からなる懇話会を設置し、意見を聴取
 - ・ 三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会で審議

5 見直しの論点・視点等

現在の計画の内容を基本としますが、以下の内容を反映させる予定です。

- ・ 実態調査で得た当事者の声
- ・ 若いひとり親や父子家庭など支援が届きにくい家庭への情報提供の強化

6 スケジュール

令和元年	8月中	実態調査実施、懇話会設置、開催
	9月	素案の作成
	12月	中間案の作成、パブリックコメントの実施
令和2年	2月	最終案の作成
	3月末	計画の改定

なお、新しい大綱の決定が大幅に遅れた場合には、スケジュールを再検討します。
※懇話会については、子どもの貧困対策計画策定懇話会を兼ねて、意見を聴取します。

「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」
の全面施行に伴う相談体制、紛争解決を図る体制の強化について

平成 31 年 4 月 1 日の条例全面施行により、子ども・福祉部障がい福祉課に、障がい者やその家族等からの相談に応じる専門相談員を設置するとともに、解決が困難な相談事案についての知事への申立て制度（助言・あっせんの申立て）、知事による報告制度を整備し、助言・あっせんにあたっての諮問機関として調査・審議を行う、三重県障がい者差別解消調整委員会を設置し、相談体制および紛争解決のための体制強化を図っています。

1 専門相談員について

子ども・福祉部障がい福祉課内に、障がい者、障がい者の家族、事業者その他の関係者からの、条例に規定する差別事案（障がいを理由とする不当な差別的取扱い、合理的な配慮の不提供）などの相談に応じる、「障がい者差別解消専門相談員」（嘱託職員）を 1 名配置し、障がい福祉課正規職員とともに、相談対応を行っています。

専門相談員は、市町その他の関係行政機関と連携して、必要な助言、関係者間の調整を行うとともに、障害者差別解消法に基づいて市町が応じた障がいを理由とする差別に関する相談を支援するための助言にもあたります。

※平成 31 年 4 月 1 日からの専門相談員配置後の相談状況

障がい福祉課（平成 30 年度は障害者相談支援センター含む、令和元年度は障がい福祉課のみ）における相談件数

- ・平成 30 年度（専門相談員配置前）
年間… 12 件（なお、平成 29 年度、年間 16 件）
- ・令和元年度（専門相談員 1 名配置後）
6 月末日までの 3 か月間… 15 件（うち 1 件は、平成 30 年度からの継続）

2 紛争解決を図るための体制について【知事への申立て制度（助言・あっせん）、知事による勧告制度】

相談を経ても解決が難しい差別事案について、紛争解決を図る体制を整備しています。

助言・あっせんの申立てがあった場合、知事が、必要に応じて第三者機関に諮問しながら助言・あっせんを行うこととし、諮問を受ける第三者機関として、三重県障がい者差別解消調整委員会を新たに設置しています。

・助言

紛争当事者に対し、その紛争の問題点を指摘し、解決の方向を示すことにより、紛争当事者の自主的な紛争解決を促進する制度。

・あっせん

紛争当事者の間に、公平・中立な第三者として入り、当事者間の話し合いを促進。双方の主張の要点を確かめ、両者に対して、事案に応じたあっせん案を提示しながら、紛争当事者の自主的な紛争解決を促進する制度。

あっせんは、当事者双方の手続きへの参加が必要な手続きです。

三重県障がい者差別解消調整委員会は、「調停、審査、諮問又は調査のための機関（地方自治法第138条の4第3項）」の性質を有することから、条例において「知事の附属機関」と位置付けられています。

三重県障がい者差別解消調整委員会の委員については、さまざまな立場の意見を反映することができるよう、有識者のほか、障がい当事者や障がい福祉に関する事業に従事する者、事業者その他知事が必要と認める者（教育関係者や労働者の代表など）から、10名以内でさまざまな立場の人が任命されるよう、条例で規定されています。

※三重県障がい者差別解消調整委員会の委員構成

委員数 10名

（内訳）学識経験者（大学教授1名、弁護士1名）

障がい者の福祉に関する事業に従事する者（相談支援機関）1名

障がい当事者団体1名

企業団体1名

労働者団体1名

まちづくり関係者団体1名

医療保健関係者団体1名

教育関係者（特別支援学校）1名

関係行政機関（法務省津地方法務局）1名

・ 勧告

差別事案に該当する行為をしたと認められる者が、正当な理由なく、助言・あっせんに従わない場合は、知事は、当該者に対して、必要な措置をとるよう勧告することができる規定を設けています。

助言・あっせんは、当事者間での自主的な問題解決を援助するためのものであり、助言・あっせんに従うかどうかは、当事者の自発的な意思に委ねられています。しかしながら、助言・あっせんに従わないことに正当な理由があると認められないような場合には、何らの措置も行わないこととすると、助言・あっせんの実効性が担保されず、助言・あっせん手続の意義が損なわれる恐れがあります。

そこで、助言・あっせんに従わないことに正当な理由がないと認められる場合には、差別をしたとされる当事者に助言・あっせんに従うよう勧告し、問題解決のための行動を促すことが、勧告の目的です。

※平成31年4月1日からの、知事への申立て（助言・あっせん）、知事による勧告の状況（6月末現在）

19条に基づく申立て（助言）	・・・0件
19条に基づく申立て（あっせん）	・・・0件
21条に基づく勧告	・・・0件

3 普及啓発について

（1）広く県民に向けた啓発

・ 条例リーフレットの県内コンビニエンスストアにおける配布（8月）

・ 啓発イベント

（ア）県健康づくり課の「お笑いこころサミット」と連携して、障がい者差別解消に関する啓発を実施（1月）

（イ）ユニバーサルデザインのまちづくりに関する普及啓発と連携して、障がい者差別解消に関する啓発を実施（時期未定）

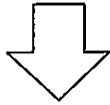
（2）企業に向けた啓発

三重労働局・県雇用対策課の「公正採用選考研修会」と連携して、障がい者差別解消に関する啓発を実施（8月・9月）

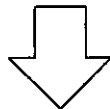
【参考】

※条例に基づき、相談から申立て（助言・あっせん）、勧告へのフロー

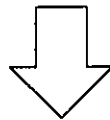
県の相談体制による相談（第16条、第17条）



相談による対応（助言、調整等）が十分尽くされたが解決が困難な事案



【障がい者、障がい者の家族、事業者その他の関係者】
知事に助言・あっせんの申立て（第18条）ができる



【知事】
助言・あっせん（第19条）

諮問

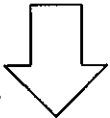


【第三者機関】

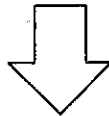
三重県障がい者差別解消
調整委員会



答申



差別事案に該当する行為をしたとされる者が、正当な理由なく助言・
あっせんに従わないとき



【知事】
勧告（第21条、第22条）